渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和6年2月定例会 (2月21日) 令和6年2月協議会 (2月21日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和6年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月21日)

出席議	員			1
欠席議	員			1
説明の	ためと	出席した者…		1
事務局	職員と	出席者		2
議事日	程第	1号		3
開	会			4
開	議…	•••••		4
諸般の	報告・			4
日程第	§ 1	会期の決定		4
日程第	£ 2	会議録署名	議員の指名	4
日程第	j 3	議案第1号	渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変更につい	
			7	5
日程第	į 4	議案第2号	公の施設の指定管理者の指定について	6
日程第	5 5	議案第3号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	8
日程第	6	議案第4号	渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例	9
日程第	j 7	議案第5号	渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止す	
			る条例	10
日程第	į 8	議案第6号	令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3	
			号)	11
日程第	9	議案第7号	令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦	
			割合について	14
日程第	£10	議案第8号	令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	15
日程第	911	一般質問…		25
閉	議…			51
管理者	ř挨拶·			52
閉	会			52

令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和6年2月21日(水曜日)

出席議員(15人)

1番	高	野	佳	美	議員	2番	善	& 寺		孝	議員
3番	板	倉	正	和	議員	4番	田	村	なこ	ン江	議員
5番	田	中	猛	夫	議員	6番	生	方	勇	\equiv	議員
7番	飯	塚	憲	治	議員	8番	廣	嶋		隆	議員
9番	清	水	健	_	議員	10番	田	邊	寬	治	議員
11番	安大]][[信	之	議員	12番	茂	木	弘	伸	議員
13番	望	月	昭	治	議員	14番	角	田	喜	和	議員
15番	小	池	春	雄	議員						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

官地	Ē	者	咼	木		勉	副 管 埋	者	柴	뻐	德-	一則
副管	理	者	南		千	晴	副管理	者	伊	勢	久美	美子
事 務	局	長	島	田	志	野	消 防	長	南		安	彦
副消防総務	方 長 課	兼長	山	田	知	巳	消防署	長	原		孝	\equiv
副事務総務	局長 課	兼長	角	田	泰	紀	会計管理	者	生	方	茂	樹
事 業	課	長	外	丸	正	_	清掃センタ 所	' 一 長	荒	井	_	浩
環境ク センタ	リー所	· ン · 長	横	手	和	敏	消 防 本警 防 課	部 長	萩	原	勇	人
消 防予 防	本課	部長	狩	野	設	衛	消防本部総務 次 長 施 設 整 備 室	券課 ・ 兼 ・ 長	根	井	邦	彦
総 企画財	务 政 係	課長	狩	野	健	_	消 防 本 総務課庶務係	部 系長	藤	木		雅
事業課管	管理係	系長	山	本	豊	彰	事業課施設係	系長	関	П	剛	士

事務局職員出席者

 書
 記
 長
 石
 北
 仁
 書
 記
 都
 丸
 健
 一

 書
 記
 町
 田
 直
 哉
 書
 記
 鶴
 巻
 大
 輔

議事日程

議 事 日 程 第1号

令和6年2月21日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第1号 渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変更について
- 第 4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 6 議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 第 8 議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第7号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
- 第10 議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算 (提出者説明、質疑、討論、表決)
- 第11 一般質問

会議に付した事件議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長(安力川信之議員) おはようございます。これより令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

開議

午前10時01分

議長(安力川信之議員) これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸般の報告

議長(安力川信之議員) 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長(安力川信之議員) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(安力川信之議員) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番、田中猛夫議員、12番、茂木弘伸議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変 更について

議長(安力川信之議員) 日程第3、議案第1号 渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第1号 渋川広域消防署 東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変更について、提案理由及び議案のご説明を申し上げます。

一般議案・条例関係議案書1ページをお願いいたします。渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約を次のとおり変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

4の契約金額、2億9,192万9,000円を2億9,506万4,000円に変更しようとするものであります。

3ページをお願いいたします。議案第1号参考資料1、渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事) 請負契約の変更新旧対照表でございます。1の契約の目的、2の工事の概要及び場所、3の契約の方法及び5の契約の相手方につきましては、変更はございません。4の契約金額は、令和4年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会にてご議決をいただきました2億9,192万9,000円から2億9,506万4,000円となり、313万5,000円の増額となるものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第1号参考資料2は、配置図であります。斜線の部分に当たる旧庁舎の解体工事ですが、契約書の一部である現場説明書において、発生した廃棄物は実績数量によることとしており、廃棄物の数量は当初設計より増えたため、実績数量により契約を変更するものでございます。廃棄物が増えた理由でございますが、当初設計では建設当時の図面より数量積算をしておりましたが、図面にない軟弱地盤を補強するためのラップルコンクリートが施工されていた等の理由から数量が増えたものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 渋川広域消防署東分署建設工事(建築主体工事)請負契約の変更については、原 案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について

議長(安力川信之議員) 日程第4、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について ご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書5ページをお願いいたします。初めに、提案理由でありますが、富士建設工業株式会社を渋川広域斎場しらゆり聖苑の指定管理者に指定し、施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案の内容についてご説明いたします。 1 、指定管理者に管理を行わせる施設は、渋川広域斎場しらゆり聖苑であります。

- 2、指定管理者に指定する者は、新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦であります。
 - 3、指定する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

議案書7ページ、議案第2号参考資料をお願いいたします。渋川広域斎場しらゆり聖苑の指定管理者の公募を行った結果、2団体から応募があり、渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理者候補者選考委員会において候補者を選考し、その結果を踏まえて指定管理者候補者を選定いたしました。

1、施設の概要でありますが、名称、所在地、開苑日、施設規模、施設構成及び火葬炉は、こちらに記載のとおりでございますので、ごらんいただくことで説明については省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。 2、指定管理者が行う業務は、(1)、施設全体の管理、運営に関する業務から (8)、その他管理運営に関する業務までの 8 業務であります。

- 3、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。
- 4、応募者でありますが、しぶかわ斎苑管理グループ、富士建設工業株式会社の2団体から応募がございました。
- 5、選定した団体につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項の規定によりまして、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦を指定管理者候補者として選定したものであります。
- 6、選考委員会における選考でありますが、(1)、選考方法は指定管理者候補者の選考に当たり、学識経験者2名、渋川広域圏住民委員2名、広域組合を構成する市町村職員3名の計7名の選考委員から成る渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理者候補者選考委員会を設置し、応募者から提出された書類審査及びヒアリングを実施いたしました。また、選考要領に基づき得点による評価等を行っております。

その結果でありますが、9ページをお願いいたします。(2)、選考した団体は、新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦であります。

- (3)、選考理由でありますが、当該団体は、得点評価において14項目の評価項目のうち12項目で他団体よりも高い評価を重ね、合計得点700満点中555点で、得点率は79.29%でありました。特に評価項目、施設、設備の維持管理、法人等の経営状況及び実績及び職員の能力の項目で高い評価を受けております。また、他の斎場火葬場施設の維持管理及び火葬業務を行っており、斎場利用者に質の高いサービスを提供し、施設の効率的かつ安定的な管理運営が見込まれることも評価をされております。
- (4)、評価結果でありますが、評価項目は区分1の事業計画書に基づく運営が住民の平等な利用を確保することができるものであることが3項目、2の事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであることが5項目、10ページをお願いいたします。3の事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであることが5項目、11ページをお願いいたします。4の指定管理料評価点で、合計14項目で満点を700点といたしております。評価の結果、しぶかわ斎苑管理グループが526点、富士建設工業株式会社が555点でありました。
- (5) に公募から選考までの経過が記載されておりますが、ごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。また、別冊の公の施設の指定管理者の指定についての関係資料につきましては、指定管理者候補者選考委員会において使用した仕様書をはじめとする関係資料でありますので、ご参照をお願いいたします。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長(安力川信之議員) 日程第5、議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

- 事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約 の変更に関する協議につきましてご説明申し上げます。
 - 一般議案・条例関係議案書13ページをお願いいたします。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

提案理由及び内容を申し上げます。なお、17ページに一部改正する規約の新旧対照表がございますので、 併せてごらんください。(1)として、令和6年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団 体に富岡市及び榛東村が新たに加入するため、別表中に加えるものであります。

(2) として、負担金の算出方法の改正、負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設を行うため、第6条第2項中に文言を加え、また改めるものでございます。

15ページをお願いいたします。下から13行目、附則でありますが、この規約は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安カ川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例

議長(安力川信之議員) 日程第6、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) ただいまご上程いただきました議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書19ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、20ページをお願いいたします。下段となりますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日付で公布され、消防法に基づく危険物の規制に関する手数料の額が一部見直しされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容につきましては、21ページの参考資料にてご説明させていただきます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表であります。今回の改正は、別表第2を改正するもので、右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所となります。表中左側、手数料を納付すべき者、2の欄、法第11条第1項前段の規定による設置の許可(以下、設置の許可という。)を受けようとする者に定める区分欄のうち浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について、23ページにかけて貯蔵最大数量により8つに区分されていますが、この8区分における手数料の額を全て増額改定するものであります。

恐れ入りますが、20ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から

施行するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例 を廃止する条例

議長(安力川信之議員) 日程第7、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

- 事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。
 - 一般議案・条例関係議案書25ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再 任用に関する条例を廃止する条例について、議会の議決をお願いするものであります。

提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の再任用に関する定めを廃止するため、 条例を廃止しようとするものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予 算(第3号)

議長(安カ川信之議員) 日程第8、議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計 補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、渋川広域斎場しらゆり聖苑の指定管理者の指定に伴う債務負担行為の 設定についてご提案申し上げるものであります。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう よろしくお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正によりたいと思います。

2ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。今回の補正は、 債務負担行為の追加であります。事項名は、渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理料、期間は令和6年度か ら令和10年度まで、限度額は2億4,307万4,000円であります。先ほど議案第2号によりご議決いただきま した渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理期間の更新に当たり、債務負担行為を設定するものでございます。 以上で議案第6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)の説明を終わりま す。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑に対しては1人3問として、自席にてお願いします。

14番、角田喜和議員。

14番(角田喜和議員) 議案第6号について質疑をさせていただきます。

ただいまの説明で、今後5年間にわたります。先ほど議案第2号で可決された指定管理料の額ということでありましたが、これについて5年間ということでありますが、年間平均で見ますと、4,861万4,800円というふうな数字で出てくるのですが、この根拠になった基はどのようなところからこの数字が出されてきているのか、お示しをいただきたいと思います。議案第2号の参考資料の11ページに指定管理料の案ということで、同額の数字が富士建設工業株式会社から提示されておりますが、それを丸のみしてこのまま載せた数字なのか、その富士建設工業株式会社から出されていたこの数字は妥当であるかどうなのか、審議をしているのか、根拠が示されて組合として出されているのか、お願いをいたします。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま角田議員より第3期指定管理料の上限額の算出根拠ということでご質疑を いただきました。

こちらにつきましては、募集要項に記載の第3期指定管理料の提案上限額ということで、まず2億5,030万円を算出しております。こちらにつきましては、第2期指定期間の実績値を基準としまして、そこに現在の不安定な社会情勢に伴う物価高騰を影響を大きく受ける光熱費などについて増額して算出をしたものでございます。また、指定管理者の施設使用料の収入になりますが、令和5年10月1日から施設使用料を改正したこと及び火葬件数の増加を考慮しまして、第2期指定期間の収入よりおおよそ10%増収になると予測して算出をしております。また、第2期指定期間の実績値を基準とした根拠になりますが、今後新型コロナウイルスですとか、ウクライナ侵攻などがどのような動向を示すかということが予測が非常に難しいということがございますので、それらが影響しました第2期の実績値、こうしたものを基準とすることが望ましいかなというところで算出させていただいたところでございます。

議長(安力川信之議員) 14番。

14番(角田喜和議員) 説明をいただきましたが、それで物価高騰等々、それに伴うもので算出をしたのと、 10%増収を図るということで出されたということで、それを渋川市が算定した指定管理料額の上限の2億 5,030万円、このことを今説明されましたけれども。

議長(安力川信之議員) 渋川市ではないです。

14番(角田喜和議員) 広域組合で算定したものだということでありましたが、私が質疑したのは、富士建設工業株式会社が指定管理料提案額として出されたこの2億4,307万4,000円、この5年間の根拠なるものについて精査をしたのかということで質疑をいたしましたが、そのことの回答はなく、組合が算定した中身についてだけの説明でしたので、改めてそのところをお示しいただければと思います。議論したのか、その根拠になるものが当然5年間の指定管理を受けるわけですから、そういった人件費が幾らかかるこういったものについては、出されておると思いますので、2問目で改めて質疑をさせていただきます。

それと同時に、この議案第2号の指定管理についての関係資料の32ページに渋川広域斎場しらゆり聖苑の年度別決算額、指定管理者による経費というのが出ておりますが、その中の歳入のうちに指定管理料が令和元年度から令和4年度まで出ております。それについても指定管理料が令和元年度4,132万2,000円から4,180万円になり、令和4年度では5,137万4,000円となっております。経費の関係で上がるのは致し方ないと思いますが、その辺のところで令和5年度、今年度もまだ予算書も見ていないので申し訳ないですが、こういう中で年々上がってくるような様相が考えられますが、今回はこの範囲内で大丈夫なのかということも改めて質疑を2問目でさせていただきます。お願いをいたします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま指定管理料の上限額ということでご質疑だったかと思います。

こちらにつきましては、指定管理者の候補者2業者のほうから上がってきたもので、今回選定をさせていただきました富士建設工業株式会社が提案した指定料ということで、2億4,307万4,000円ということで設定はさせていただいております。ただ、こちらの業者につきましては、既に第1期から今日までの約10年間しらゆり聖苑の指定管理者として管理運営に携わっておりますので、実績値に基づいて収支の算出も行っていると考えております。そうしたことから、提案額については信頼できるものということで考えておるところでございます。

議長(安カ川信之議員) 14番。

14番(角田喜和議員) 今質疑をした中で、参考資料の中のしらゆり聖苑の年度別決算の指定管理料が令和元年度から令和4年度に数字が違って、令和4年度について5,100万円からの金額が上がっているけれども、この5年間の指定管理料、これ債務負担行為ですから、この範囲内でしなくてはならないのですが、その辺に問題はないのかという質疑をさせていただきました。相手が出してきたことは信用してやるのだ、それは当然分かりますが、この数字がこんなに1年間で1,000万円も跳ね上がっているのです。1,000万円に満たなくても4,100万円から5,100万円、900万円近く跳ね上がっているということもあるので、そういったところをならした中で大丈夫なのかということで質疑をさせていただきましたが、2期も10年間もやっている業者だから大丈夫だと思いますということですけれども、それでいいのかどうか、改めてこういった数字が大分動いているようなので、質疑をさせていただきましたが、再度この辺についての見解も含めてお願いをしたいと思います。新年度の予算の中にもこの金額がしっかりと謳われておりますので、再度確認のため質疑をさせていただきます。お願いいたします。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまの質疑についてご答弁申し上げます。

金額が大分変わってきて上がっている、上昇しているということで、増額されているというご質疑だったかと思いますが、これについて一番大きなものはやはり電気料の高騰というところが大変大きな原因になっておるかと考えております。そうしたことで、それを鑑みながら今回も上限額というのを設定させていただいておりますが、またもしそういった事態が起きたときには、やはり増額補正なりをお願いしなければならない部分は出てきてしまうかとは思っております。現状では、今上限額として定めさせていただいているところで進めていけるものとは考えておりますが、そういったことはご承知おきいただけるとありがたいと思っております。

議長(安力川信之議員) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)は、 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長(安力川信之議員) 日程第9、議案第7号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町 村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第7号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書27ページをお願いいたします。令和6年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約第15条第2項の規定により、

議会の議決をお願いするものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。29ページをお願いいたします。令和6年度関係市町村負担金 分賦割合であります。内容は、昨年と同様の内容となります。負担金分賦割合の(1)、均等割6%、利 用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場、斎場に係る運営費であります。

(2)、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し 尿処理施設に係る運営費であります。(3)、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区 分は、消防、救急に係る経費であります。(4)、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医 療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その 他(1)、(2)及び(3)に該当しない経費であります。基礎数値などにつきましては、31ページをお願 いいたします。表の下段、備考欄にありますとおり令和2年国勢調査確定人口数値、令和5年度消防費基 準財政需要額、その他令和4年度の実績値を使用しております。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお 願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長(安カ川信之議員) 日程第10、議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計 予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前年踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性を観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が厳しい状況にある中において、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設や設備の補修及び更新など、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和6年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ39億9,873万9,000円で、前年度当初比8,223万6,000円の増額となります。

次に、主な事業について申し上げます。救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。

ごみ処理事業及びし尿処理事業では、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を実施するとともに、新たにプラスチックリサイクル処理を開始します。また、次期最終処分場の建設に向けて、基本設計や用地測量などを実施します。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、老朽化した高規格救急自動車の更新を行います。また、消防指令システムの機能強化を図るため、令和7年度にかけて機器の更新整備を行います。 消防庁舎では、令和5年度から実施している西分署の建設工事を引き続き行います。

以上、令和6年度一般会計予算について提案理由を申し上げました。なお、詳細につきましては、事務 局長及び消防長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げ ます。

議長(安力川信之議員) 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,873万9,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、ここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。事項欄1行目、清掃センター長寿命化事業は、期間、令和7年度、限度額1,540万4,000円を設定するものであります。これにつきましては、令和8年度から10年度にかけて予定する渋川地区広域圏清掃センター長寿命化のための基幹的設備改良工事に向け、令和6年度から7年度の2か年で基幹的設備改良工事に係る長寿命化総合計画策定及び発注支援業務委託を行うことから、債務負担行為を設定するものであります。事項欄2行目、高機能消防指令システム更新整備事業は、期間、令和7年度、2億2,535万2,000円を設定するものであります。これにつきましては、令和6年度から7年度にかけて指令システム機器の更新整備工事を実施するため、債務負担行為を設定するものであります。

第3表、地方債であります。起債の目的欄1行目、火葬場斎場整備事業は、しらゆり聖苑管理事業で、老朽化した空調設備の実施設計業務委託に係るもので、限度額は370万円であります。地方債は、一般事業債で、充当率は起債対象額の75%であります。2行目、高機能消防指令システム更新整備事業は、指令システム更新整備に係る負担金で、限度額は1億5,110万円であります。地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。3行目、救急自動車整備事業は、高規格救急自動車の更新に係るもので、限度額は3,580万円であります。内訳として、施設整備事業債が1,460万円、充当率は対象事業費の50%であります。また、一般事業債として2,120万円で、充当率は対象事業費の90%となります。4行目、消防庁舎建設等事業は、消防署西分署の建設工事に係るもので、限度額は3億40万円であります。地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。地方債の合計総額は、合計の欄4億9,100万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましては、それぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては、右側のページをごらんいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、市町村負担金であります。総額30億8,246万1,000円で、前年度に 比べ6,734万6,000円、2.2%の増であります。主な増額の理由は、職員人件費及び最終処分場建設事業等 の増によるものであります。

2 款使用料及び手数料 2 項手数料は 2 億6,062万円で、前年度に比べ3,771万6,000円、16.9%の増であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄1行目、事業系一般廃棄物処理手数料2億3,309万円は、前年度に比べ3,385万5,000円、17.0%の増であります。説明欄最下行、家庭系一般廃棄物処理手数料2,497万円は、前年度に比べ397万2,000円、18.9%の増であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金1,826万3,000円は、前年度に比べ1,826万3,000円の増であります。1節清掃費補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金は、最終処分場建設事業に伴う国からの補助金であります。

5 款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は6万7,000円で、前年度に比べ183万4,000円、96.5%の減であります。主な減額の理由は、1節土地建物貸付収入、説明欄2行目の送電線線下補償料の減であります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,747万4,000円は、前年度に比べ404万円、7.6%の増であります。これは、清掃センター長寿命化事業及び最終処分場建設事業にそれぞれ充当するものであります。2目ふるさと市町村圏基金繰入金192万6,000円は、ふるさと市町村圏事業費に充当するもので、前年度に比べ51万3,000円、21.0%の減であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。 8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入7,570万4,000円は、前年度に比べ1,483万2,000円、24.4%の増であります。主な増額の理由は、説明欄2行目の残骨灰売払収入、3行目の有価物売払収入及び最下行の職員給与費負担金の増によるものであります。説明欄2行目の残骨灰売払収入423万5,000円は、渋川広域斎場しらゆり聖苑の火葬業務において生じる残骨灰の売払い処分による収入を見込んだものであります。説明欄3行目の有価物売払収入5,218万6,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破砕不適物及びペットボトルの売払収入を見込んだものであります。5行目、再商品化委託返戻金516万6,000円は、日本容器包装リサイクル協会などから再商品化委託料の一部が還元されるものであります。最下行、職員給与費負担金951万円は、群馬県消防学校に派遣している職員の給与負担金であります。

10款組合債につきましては、4ページの第2表、地方債において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で、主なものをご説明させていただきます。

1款議会費は131万1,000円で、前年度に比べ4万1,000円、3.0%の減であります。

2 款総務費は1億5,605万8,000円で、前年度に比べ88万9,000円、0.6%の減であります。1 項総務管理費1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額につきましてここでご説明をさせていただきます。職員数は、職員183人、再任用職員6人、パートタイム会計年度任用職員4人、計193人で、前年度に比べ職員1名増であります。職員人件費は、総額15億2,335万9,000円、前年度に比べ3,200万5,000円、2.1%の増であります。主な増額の理由は、令和5年人事院勧告による期末勤勉手当の増によるものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄1段目、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与等の負担金であります。

4段目、情報機器等整備事業は、主に事務局、消防本部のネットワークサーバー及びパソコンのリース に係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費238万5,000円は、 ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業であります。前年度に比べ22万6,000円、8.7%の減で

あります。

22ページ、23ページをお願いいたします。3款衛生費は15億1,720万7,000円で、前年度に比べ3,979万1,000円、2.6%の減であります。1項1目保健衛生費は3,611万8,000円で、前年度に比べ15万5,000円、0.4%の減であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として、休日における内科及び外科の診療に対し、渋川地区医師会に補助するものであります。

2段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5つの病院の輪番制により、毎夜間及び休日の 診療に対して運営費を補助するものであります。

2目夜間急患診療所費は、初期救急医療体制として毎夜間内科、外科及び小児科の診療を行うための経費であります。

3目火葬場・斎場費は7,763万9,000円で、しらゆり聖苑に係る経費であり、前年度に比べ9,140万8,000円、54.1%の減であります。主な減額の理由は、指定管理料及び工事請負費の減によるものであります。説明欄1段目、しらゆり聖苑管理事業は、広域組合と指定管理者の責任分担に基づき、広域組合が負担する経費であります。5行目、測量設計委託料は、空調設備実施設計業務委託及び監視カメラ更新工事基本設計業務委託料であります。6行目、指定管理料は、令和6年度から令和10年度までの5年間のうち、令和6年度分の指定管理料であります。7行目、工事請負費は、火葬炉等の補修工事を実施するものであります。8行目、施設用備品は、老朽化したひつぎ運搬台車を更新するものであります。

2項清掃費は13億7,521万3,000円で、前年度に比べ5,174万9,000円、3.9%の増であります。1目ごみ処理施設費は11億3,400万7,000円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ4,474万2,000円、4.1%の増であります。主な増額の理由は、最終処分場建設事業の測量設計委託料の増によるものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄2段目、清掃センター管理事業、9行目、委託料は、 清掃センター運転管理業務及び施設の保守管理に係るものであります。下から2行目、工事請負費は、計 画的に行っている不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行うものであります。

3段目、焼却施設維持管理事業、説明欄3行目、工事請負費は、こちらも計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

4段目、粗大施設維持管理事業は、26ページ、27ページをお願いいたします。説明欄2行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。令和6年度は搬送コンベヤー補修工事を実施いたします。

1段目、埋立施設維持管理事業、4行目、委託料は、浄化槽保守管理委託料及び小野上処分場跡地利用に関する基本構想策定等業務委託であります。これは、小野上処分場廃止後の跡地利用に関する概略設計、課題整理、残土量の測量及び搬出積算等を目的とする業務であります。5行目、工事請負費は、小野上処分場水処理施設の補修工事を行うものであります。

2 段目、最終処分場維持管理事業、3 行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。

3段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務及び施設の保守管理に係る委託料であります。また、令和6年度から廃プラスチックごみリサイクルを開始するため、資源物ストックヤードから中間処理業者に運搬を委託するものであります。

4段目、清掃センター長寿命化事業は、長期稼働に伴う性能の低下や老朽化の対策として、清掃センターの基幹的設備、機器の更新を行い、施設の長寿命化を図るための長寿命化総合計画策定業務委託料であります。

5段目、最終処分場建設事業は、次期一般廃棄物最終処分場の建設を計画的に実施するための測量調査 等業務、道路改良工事測量設計補償調査等業務、施設整備基本計画策定業務の委託料であります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、 前年度と同額であります。

3目し尿処理施設費は 2億3,320万6,000円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ1,169万円、5.3%の増であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。1段目、環境クリーンセンター管理事業、8行目、委託料は、 し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものであります。最下行、工事請 負費は、酸素製造装置、前処理機器補修工事及び2次処理設備等の定期的な補修工事を行うものでありま す。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、153万4,000円は前年度に比べ96万3,000円、38.6%の減であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わらせていただきます。5款消防費につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

議長(安カ川信之議員) 南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) それでは引き続き、5款消防費についてご説明申し上げます。

1 項消防費19億8,548万8,000円は、消防、救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ1億1,110万3,000円、5.9%の増であります。主な増額の理由は、消防共同指令センター運営事業の増によるものであります。1 目常備消防費は16億4,055万7,000円で、前年度に比べ1億7,291万8,000円、11.8%の増であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄3段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校、消防大学校入校及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に 係る経費であります。

5段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び備品等を適切 に管理するための経費であります。 2段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点検及び車検等の経費であります。

3段目、業務用備品管理事業、4行目の事業用備品は、消防用ホース及びIP無線機等の購入に係る経費であります。

4段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火 服の更新を行う経費であります。

7段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、毛布等に係る経費であります。3行目の医薬材料費は、傷病者に使用する各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費であります。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等に係る経費であります。

34ページ、35ページをお願いいたします。1段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市 消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金で、令和6年度、7年度で実施する全部更 新に当たる整備工事の令和6年度分の負担金分が増となっております。

2目消防施設費は3億4,493万1,000円で、前年度に比べ6,181万5,000円の減であります。説明欄3段目、 消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき老朽化した高規格救急自動車を更新する経費であります。 4段目、消防庁舎建設等事業は、西分署建設工事に係る経費であります。

以上で5款消防費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 続きまして、6款からご説明を申し上げます。

6 款教育費1項保健体育費1目体育施設費は、渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で、35万1,000円は前年度に比べ185万1,000円、84.1%の減であります。

7款1項公債費は3億3,179万円で、前年度に比べ1,466万8,000円、4.6%の増であります。1目元金は3億1,972万4,000円で、前年度に比べ899万円、2.9%の増であります。説明欄、元金償還金は、組合債32件分で、増額の主な理由は消防債の増によるものであります。

2目利子は1,167万円で、前年度に比べ567万8,000円、94.8%の増であります。説明欄、利子償還金は、組合債41件分で、増額の主な理由は、消防債の増によるものであります。

36ページ、37ページをお願いいたします。8款1項1目予備費は、前年度と同額の500万円であります。 38ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、説明 を省略させていただきます。

続きまして、別冊の令和6年度予算説明資料をお願いいたします。A4横判になっておる資料となります。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算総括表であります。歳入、歳出ともに前年度予算との比較表となっておりますので、ご参考ください。

2ページをお願いいたします。先ほど予算書及び予算に関する説明書においてご説明させていただきましたが、主要事業の一覧として、事業名称、予算額及び事業概要等につきまして表形式となっており、具体的な事業内容について記載をさせていただきました。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお

願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番、廣嶋隆議員。

8番(廣嶋 隆議員) 10ページ、11ページ、国庫補助金、この中で11ページの清掃費補助金1,826万3,000円、循環型社会形成推進交付金1,826万3,000円、これは先ほどの説明ですと、最終処分場建設事業費の1億510万5,000円の中に割り当てられるという説明でした。この国からの補助金について、事業費に対しての割合というのは決まっているのでしょうか、お伺いします。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 廣嶋議員からのご質疑であります。

事業費の割合が決まっているかということでございますが、まずこちらの事業については、循環型社会 形成推進交付金ということで、地域計画を策定したもの、そちらに位置づけられた施設に対して交付され るものになっております。そして、交付率は対象経費となるものの3分の1ということでございます。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 続いて、26ページ、27ページ。27ページの二重丸の3番目、リサイクルセンター施 設維持管理事業、委託料4,434万円、これは先ほどの説明ですと、プラスチックの収集、運搬等に使われ るということですが、このプラスチックごみ収集に関する告知等は、どのようになっているのか。地域住 民の話ですと、いつからプラごみが収集されるのだ、どういう方法で収集されるのだ、そういう疑問が湧 いております。お答えいただきたいと思います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) プラスチックごみの回収の件についてということでご質疑をいただきました。

こちらにつきましては、広域のほうでも周知はしておりますが、なかなか広域の周知というのが皆さん に伝わりづらいところがございますので、構成市町村の広報またホームページ上でも周知をしていただい ております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 同じページの18節負担金、補助金及び交付金、ごみ処理施設周辺整備事業、これの 交付金については、五輪平とエコ小野上処分場ということですが、令和11年度にエコ小野上処分場は終了 予定であります。終了した後もこの交付金というのは交付されるのでしょうか、お伺いいたします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまの廣嶋議員のご質疑でございますが、こちらにつきましては、全て終わった後につきましては、交付金はございませんということで、ご承知おきをお願いいたします。

議長(安カ川信之議員) 7番、飯塚憲治議員。

7番(飯塚憲治議員) 22、23ページです。衛生費の3、火葬場・斎場費、これが先ほどのご説明ですと、 54%経費を削減されていると、予算上。ということになっておりますが、これはちょっと驚くとともに、

これで同じ目的が達成されるのは非常に喜ばしいことだと私自身も喜んでいるところでありますが、これ 先ほどの説明ですと、企業努力だとか、仕事のやり方とか、そういうものを変えたと。経費の節減に努め たということでありますけれども、もう少しこれ具体的にご説明をお願いしたいと思います。

そして、23ページの節のどこの部分がそれぞれ極端に減ったのか。今後こういうことが続けていけるのかどうか、あるいは極端に減った理由は、前年度に極端に増えた何かしらの件がありまして、今年度はそれが終了したので、前年度に比べて減ったということもあるのかなと思いますが、この辺をもう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまのご質疑でございますが、しらゆり聖苑の管理事業費がかなり下がっているということのご質疑であったかと思います。こちらの大きな原因につきましては、今年度行っておりました空調の設備改良工事、こちらが終了したことによるものでございます。

議長(安力川信之議員) 7番。

7番(飯塚憲治議員) 私の予想どおりです。それでは、特別に業務の体系を変えたとか、効率化を図った ということではなくて、今年も令和4年度同様なやり方で同じような経費がかかると、この辺は先ほど言 いました空調の費用がなくなったから、単純にそういうことでよろしいですか。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) その件につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

議長(安力川信之議員) 15番、小池春雄議員。

15番 (小池春雄議員) 先ほど廣嶋議員から質疑があったところなのですけれども、3款1項国庫補助金のところなのですけれども、先ほど総事業費の3分の1の国庫負担金というような形でしたけれども、まずはこれから搬入路ができるわけです。結構な距離もあるので、このことについて対象になったのかということの確認と、それとこれまで何点か質疑しまして、管理者のほうからなかなか目ぼしい回答が出てきたかと思うのですけれども、今までの建設方法というのは、今までというとあれですけれども、クローズド工法であると、そういう3分の1の補助金対象でしたけれども、様々な処理方法ございますが、その部分をこれから検討していきたいというお話でした。どういう方法であっても、およそ3分の1の国庫補助を得られるという考えでよろしいのか、確認をしておきたいのですけれども。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま小池議員よりご質疑をいただきましたが、最終処分場の搬入路の工事費に つきましては、経費の対象外ということになっております。そういったことで、全てが対象経費になるわけではなく、対象外のものもあるということにはなります。対象経費のうちの3分の1が国庫補助として 見込まれるものということでございます。

様々な方法でということでございますけれども、それで内容によっては対象の経費になる部分と対象の 経費にならない部分というのは、やはりそれはございます。そうしたことを見直しながら、今回地域計画 の策定もさせていただいておりますので、またさらに詳しくそちらを詰めていきたいというふうに考えて おるところです。

議長(安力川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) 今までと同じ工法ですと、3分の1だと。私が質疑したのは、処理方法って様々いろいろあります、今の時代というのは。そういう中で、この間広域組合議会でも長岡市に視察に行ってきましたけれども、いわゆる前処理というのではなくて、バイオ発酵による発電を行ったり、様々なことがありますけれども、全国様々ないろいろな処理方法ということをしていると思うのです。今の回答ですと、先ほど回答で言ったのは、同じクローズド方法、これでは予算の3分の1だということなのですけれども、ありとあらゆる方法を使ったときのことというのは、まだ検討されていないのですか。まだそういったことは、その辺はこれからの検討課題だと言っていましたけれども、実際にはどのようなものかと。そこはしっかり押さえていられると、今後広域組合での処理方法の在り方というのが大きく変わってくると思うのです。そこはどう思っているのか。

それと、先ほど廣嶋議員からも質疑ありましたけれども、今年間500万の小野上のための最終処分場迷惑料と組合はしていますけれども、これが吉岡町のほうに番としてくるというふうになると、この部分というのはこれからどうなるのか、その点についても併せてお伺いします。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま小池議員からバイオですとか、そういった方式もあるのではないか、そういった方法でも補助金はというようなご質疑だったかと思います。こちらにつきましては、今回想定しておりますのが可燃性廃棄物の直接埋立施設を除くというところの最終処分場の交付対象事業ということで考えております。また、バイオ等を使う場合におきましては、また別に補助の対象になるというようなところもあるようですので、そちらにつきましては、3分の1というような、同じような率のものになっておるようです。また、次期の最終処分場の関係につきまして、迷惑施設というようなことで今お話ありましたが、その交付金につきましては、今後また町から最終的な要望等がありましたところで、改めてこちらのほうで金額ですとか、そういったところを考えていくような形になっております。

議長(安力川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) 次の番が吉岡町の次はこれからの協議だということなのですけれども、これまでの経過というと、恐らく小野上のときはこうだったけれども、今度は違いますよというのはあんまりないと思うのですけれども、その辺も今の受入れ側とすると、やはり心配になるのは迷惑施設、そういうものが来て、それだけなのかというので、何かプラスのものがあるのではないかという期待というのがあったと思うのです。ですから、少なくても方法としてこうですというものは、やっぱり早い時点で示しておく必要があると思うのです。それについては、これからというのではなくて、来ると同時にそれはセットでこういうことですということで、やはりその地域住民に判断をしてもらうという意味では、こういうことは大事だと思うのですけれども、それについてはどのようなお考えをお持ちですか。

議長(安力川信之議員) 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 広域で担っている処理場でありますので、広域圏の住民がひとしく公平にいろいろなことは負担をしていかなければならないと思っております。その観点に立ってこれから地元の迷惑に対する補償というのでしょうか、それだけではないかもしれませんけれども、よく検討してまいりたいと思います。

議長(安力川信之議員) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11 一般質問

議長(安カ川信之議員) 日程第11、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をしてお願いをいたします。2回目以降は自席にてお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

次期一般廃棄物最終処分場について。

8番、廣嶋隆議員。

(8番廣嶋 隆議員登壇)

- 8番(廣嶋 隆議員) 通告に基づいて一般質問を行います。
 - 1 次期廃棄物最終処分場について。①としまして、令和5年12月17日に最終処分場候補地の地権者に対して説明会が開催されました。地域住民に対して、開催結果の報告は行われたのか、伺います。

②としまして、渋川広域ホームページ上に次期一般廃棄物最終処分場の項目設置を。渋川広域のホームページで最終処分場の言葉でサイト内検索をしたら、検査結果4件で最終処分場に直接関係する項目はありませんでした。令和2年11月吉岡町に最終処分場候補地選定委員会が設立してから、今までの経緯につ

いて渋川広域ホームページ上に掲載したことがあるのか、伺います。また、広報紙「広域だより」に掲載 したことがあるのか、伺います。今までの経緯とこれからの予定と結果について、報告する場の一つとし て、渋川広域ホームページ上に一般廃棄物最終処分場の項目を作って、広域住民への報告の場とする考え について伺います。

③としまして、令和6年度の予定について伺います。令和5年3月に策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想最終処分場の基本計画では、令和6年度中に行う内容が記載されています。そこで、地形測量及び地質調査の開始時期について伺います。

以降細部につきましては、自席に戻り質問をいたします。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま地権者説明会の報告について、開催結果の報告が行われたかというご質問をいただきました。

議員がおっしゃいますように、令和5年12月17日吉岡町と渋川地区広域市町村圏振興整備組合が連名で、 次期最終処分場候補地に該当すると考えられる地権者の皆様を対象に、吉岡町文化センターにおいて地権 者説明会を開催をいたしました。説明会の内容は、吉岡町における建設候補地決定の経過について、組合 が今後行う次期最終処分場建設候補地に係る事前調査について及び今後の事業スケジュール、こうしたも のを説明させていただきました。吉岡町からは、建設候補地決定の経過について説明し、組合からは次期 最終処分場建設候補地に係る事前調査について、また事業スケジュールの説明を行わせていただいており ます。説明会の結果につきましては、組合のホームページに掲載をさせていただいております。

また、広域のホームページ上に次期一般廃棄物最終処分場の項目をということで、これまでの経過をホームページ上で掲載したことがあるかというご質問でございますが、次期最終処分場選定に係る今までの経緯につきましては、広域組合のホームページ上に掲載したことがございません。しかしながら、先日地権者説明会を開催させていただいたことから、その結果につきまして令和6年1月22日付でホームページに改めて掲載をさせていただいております。また、今までの経過につきましては、吉岡町のホームページにリンクを貼らせていただきまして、確認が取れるようにということで進めております。

次に、組合広報紙である広域だよりというところでございますが、こちらにつきましても、広報紙の広域だよりが年1回発行しているというところでありますので、令和5年7月号というところで、この決定をされた旨について広報させていただいております。

また、ホームページに一般廃棄物最終処分場の項目を作成し、広域住民の報告の場とするのはどうかというご提案をいただきました。こういったご提案大変ありがたいと感じております。広域組合では、次期最終処分場建設はもちろんのこと、清掃センターの基幹的設備改良工事ですとか、次期のし尿処理施設建設についても長期計画により予定しているところがございますので、ぜひ一般廃棄物処理施設全般の更新等事業について広報したいと考え、ホームページのトップに新たな項目といたしまして、一般廃棄物処理施設整備事業といった項目を設けさせていただきました。その項目内におきまして、最終処分場やその他施設の整備情報等について、今後掲載させていただく予定となっております。議員ご提案の最終処分場に関しての今までの経緯につきましても、掲載してまいりたいと考えております。

また、令和6年度の予定ということで、地形測量及び地質調査の開始時期はというご質問でございます。 次期最終処分場の建設に向けて、令和6年度中に行う予定の業務につきまして、令和6年度は吉岡町から 報告を受けました建設候補地の中から次期最終処分場建設地を決定するための測量、地質調査、補償調査 等を行い、あわせて最終処分場への焼却灰等の搬入路となる町道について、測量、補償調査、道路改良工 事のための設計を行う予定であります。業務開始時期につきましては、令和6年度に入りましたら早期に 入札に向けた事務を行い、令和6年5月下旬までには業者を決定したいと考えております。業務委託期間 は、それぞれ契約日から年度末までを予定しておりますが、実際に測量、地質調査等を行う時期は、落札 した業者ごとに異なっていくと思いますが、測量後の境界確認等では、地権者にご協力いただく必要もご ざいますので、関係者の皆様のご負担やご迷惑にならないよう事務局のほうで調整をさせていただきます。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) ①としまして、ホームページ上に載せていただいたと。このとき説明会に出席した 地権者は何人いて、欠席者は何人だったのか。そして、当日欠席した地権者への対応はどのようにするの か、伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 地権者説明会の対象者数及び出席者数についてですが、地権者説明会では吉岡町から報告を受けた建設候補地に該当すると考えられる土地の地権者及び当該候補地への進入路となる町道の路線上の地権者、計60名いらっしゃいましたので、その方たちの中から官公庁及び外国に在住されている方を除きまして、56名の方に対し案内文を送付させていただきました。当日ご出席いただきましたのは、そのうちの34名ということで、約6割強の方ということで捉えております。

また、欠席された方への対応ということでございますが、欠席者のうち生存されている方また相続人の確認が取れており、かつ所在地が判明している方に対しましては、説明会で使用した資料及び議事録の概要版を送付をさせていただきました。なお、遠方の方については、郵送させていただき、また渋川市、吉岡町、榛東村に在住の方については、直接赴きまして、ご在宅の場合は資料を手渡ししながら会議の内容について簡単でありますが、説明をさせていただいております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 説明会での質疑応答について、地権者からどのような質問があったのか。また、この中に建設に反対する意見があったのか、伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 地権者からの当日出ました質問といたしまして、最終処分場の予定地はもう決まっているのかですとか、建設確定地になった場合に通知が来るのかですとか、地権者に対して今までに事業説明が行われたか、また事業に対して地権者の同意、近隣の地権者も含めて同意形成がされているか、また建設地から外れた隣接する地権者に対して、補償がどのように進められるのか、そういったような質問が出ておりました。質問について、組合からは最終処分場建設地がまだ決まっていないこと、建設地が決まりましたら、地権者に通知を出させていただくこと、また地権者向けの説明会は今回が初めてであるこ

と、建設地から外れた隣接する地権者に対して補償がないということで、あくまで該当した方への補償に なるというようなことを回答させていただいております。

また、建設についての反対意見ということでございますが、地権者説明会において、建設地の確定に向けて面積を大きく拡張してほしいですとか、隣接する地権者への補償をどうするか、そういった意見はございましたが、結論といたしまして、建設そのものについての反対意見はございませんでした。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) ②のほうですが、先ほどの説明ですと、最終処分場に関するホームページ上には載せていなかったと。そうしますと、本来であれば広域が中心となって候補地を吉岡町にお願いしたわけです。そこから吉岡町はホームページに経緯を載せてきたわけです。本来であれば、吉岡町に最終処分場を探してくださいということからスタートしているわけですから、なぜここから広域はこのことをホームページ上に載せてスタートしなかったのか。この辺について伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 次期一般廃棄物最終処分場を渋川地区広域市町村圏振興整備組合が設置するのに当たりまして、その用地選定の順位、またその報告時期などにつきましては、組合の構成3市町村で締結した協定書で取決めをさせていただいております。その中で、用地選定までは市町村で行うものとなっておりましたので、広域組合のホームページ上に項目を設けて掲載するということはせずにまいりました。しかしながら、今後の最終処分場の整備に関することにつきましては、組合のホームページにも順次掲載をしてまいりたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 先ほど広域のホームページのトップページに、一般廃棄物処理施設整備事業を掲載したという話がありました。確かにホームページを見ますと、広域組合事業の項目として、11項目ここに載っております。ただし、この扱いが非常に不便なのです。例えばトップページの一般廃棄物処理施設整備事業をクリックしていくというふうに飛んでいくわけです。最終的に2回、また項目に入るのだったら3回クリックしなければそこ届かないのです。これ改善する考えはありますか。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) こちらが組合ホームページのトップページ上にありますトピックスの情報からワンクリックで最終処分場の建設工事に係るページに移行することができないというようなことでのご質問になるかと思います。

トピックスから直接任意の事業ページにリンクを貼ることはできないか、ホームページの立ち上げから 現在まで保守管理を行っている業者にも確認をいたしましたところ、現行システムではそういったことが できないということでございました。そうしたところで、システム更新をしていく必要があるということ が分かりました。広域組合の情報提供を行える場は、組合のホームページと年1回発行の広域だよりのみ ということもございますので、最終処分場整備に関することだけではなく、その他の関係事業についても 簡易で分かりやすい情報提供をしていくために、ホームページのリニューアルは検討しなければいけない と思っております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 検討しなければいけないという回答でしたが、しなければいけないではなくて、検討して直す考えがあるのかどうか、伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 検討して直す気があるかというご質問でございますが、こちらにつきましては、費用もかかることでございますので、慎重に検討はさせていただきます。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 渋川市のホームページで、最終処分場の言葉でサイト内検索すると1件引っかかります。榛東村のホームページでは、最終処分場の言葉で引っかかるのは1件もないです。次期最終処分場建設工事にもっと関心を持ってもらうためには、構成市町村のホームページから広域のホームページへリンクできるように考えることはできないのか、伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまの議員のご質問は、構成市町村からのホームページに掲載して組合のホームページのほうに飛ぶことも可能ではないかという、そういったご質問でありました。

これにつきましては、衛生担当の課長会議等ございます。そういったところでぜひ提案をしまして、取り入れられるようにしてまいりたいと考えます。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 昨年12月17日に地権者に対する説明会が行われ、そこで配付された資料の中で、経緯についての部分が掲載されております。ところが、この経緯についての部分が非常に簡単にのっかっていて、本来であれば昭和47年4月1日から広域事業が開始され、関係8市町村の持ち回りによる埋立地、ここから本来載せるべきだと思うのです。なぜならば昭和56年1月一般廃棄物最終処分場建設に係る協定を関係8市町村で締結しているわけです。このときは、まだ渋川市が合併する前ですから、用地選定順位を決めたのは、昭和58年10月用地選定1番目である榛東村が一般廃棄物処分場である榛東処分場へ焼却灰等の埋立てを行ったわけです。次に、平成5年3月に用地選定順位である2番目、小野上村が一般廃棄物最終処分場である小野上処分場へ焼却灰等の埋立てが行われたわけです。そして、平成20年2月市町村合併に伴い、一般廃棄物最終処分場建設に係る新たな協定を関係市町村で締結し、用地選定順位を渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村としたわけです。こういうことを本来地域住民とか、これから十何年後にはまた今度榛東村へ行くわけです。今榛東村の方は全く直接関係ないから無関心だけれども、こういう関心を皆さんに持ってもらうためにも、広域としてもっと広報していくべきだと考えるわけです。それで、こういうようなことをホームページ上に載せていただきたいという考えなのですが、いかがでしょうか。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 廣嶋議員のおっしゃいますように、これにつきましては非常に広域の住民にとって

も知っていただかなければいけない大切なことだと考えております。当初からの経緯を掲載すべきという ご意見、前向きに捉えさせていただきまして、こちらにつきましては、組合のホームページ上から見てい ただけるように作っていきたいと考えます。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 続いて、③番目に行きます。

先ほどでは、早期入札について順次地質調査、地形測量等を開始していくと伺いました。そうしますと、 開始時期が業者ごとに異なるということですが、地形測量及び地質調査の結果が出るのはいつ頃に見込ん でいるのか、伺います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 地形測量及び地質調査の結果がいつ頃出るかということですが、見込みとしましては、令和6年度末までには結果が出るということで考えております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番 (廣嶋 隆議員) 林地開発についても事前協議を行うとありますが、協議時期と内容について伺います。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 林地開発の協議時期と協議内容についてということでございます。

吉岡町から報告を受けました最終処分場候補地は、おおむね山林に位置しております。森林法では、地域森林計画の対象となる1ヘクタールを超える民有林において、開発行為をしようとする者は農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国または地方公共団体が行う場合は、この限りではないとされております。組合は、地方公共団体でございますので、県の許可を要しないものとなりますが、林地の開発に当たりましては、県と事前協議が必要となります。群馬県では、群馬県民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整実施要綱といったものを定めており、開発着手日の40日前までに協議書類を提出するものとするとされております。県に確認を改めて取りましたところ、実際に書類提出等のやり取りが開始されるのは、具体的な設計がまとまってからということを伺っております。令和6年度の施設整備基本計画におきまして、敷地の面積ですとか、配置計画、構造などが固まってきました段階で、できるだけ早いところで連絡調整を行いたいと考えております。

休憩

午前11時58分

議長(安カ川信之議員) 休憩いたします。

午後1時

- 議長(安力川信之議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 - 8番議員の一般質問を続けます。

8番。

- 8番 (廣嶋 隆議員) 新年度予算には、施設整備基本計画策定業務委託902万円が計上されております。 基本計画完了後に用地取得を進めるとありますが、基本計画の完了予定はいつ頃か伺います。
- 議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 施設整備基本計画の完了予定時期についてであります。

施設整備基本計画では、測量、地質調査等の結果を基に、施設の配置を決定し、あわせて建設に必要な基本的事項等について整理をするものであります。この施設整備基本計画の策定に当たっては、測量、地質調査等と並行して行うものとなりますので、測量、地質調査業務と同じく完了時期は令和6年度末となる見込みでございます。なお、基本計画策定を進める最中にも、地元の方に対し進捗状況については共有を図ってまいりたいと考えております。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) そうしますと、用地の取得に関してなのですが、基本構想の用地取得スケジュール 案では、令和6年度から令和7年度、しかし地権者説明会に提出した資料では、取得のスケジュールは令 和7年度中頃から令和8年度になっております。これについて違いについて説明お願いします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 一般廃棄物処理施設整備基本構想に記載のスケジュールでは、令和6年度から令和7年度にかけて用地交渉予定であることを示させていただいておりますが、令和6年度に実施する測量作業の結果が出てから用地交渉に必要な不動産鑑定ができるものとなりますので、そのタイミングでずれ込むことが予想されました。そのためスケジュールをしっかり見直しさせていただき、先日開催いたしました地権者説明会でお示ししたスケジュールでは、令和7年度から令和8年度にかけて用地交渉を行う予定ということでさせていただきました。しかしながら、令和6年度に建設候補地の中から該当者が確認をできましたら、令和7年度を待たずに交渉に向けてのご挨拶に伺いたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 仮に土地を売ることを拒む地権者が出てきた場合の対応はどのように考えているのか、何います。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 議員のおっしゃるようなことも想定されるところではございますが、こちらにつきましては、組合として丁寧に説明をしながら交渉を進めさせていただくという一点でございます。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 終わりの質問になります。

広域による地元説明会の開催日程と時期が分かっていればお知らせください。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 地元説明会の開催時期といたしまして、直近では令和6年3月21日に開催させていただく準備で進めております。説明会では、広域組合からは令和5年度に策定いたしました循環型社会形成推進地域計画についての説明ということで、予定をしておるところでございます。なお、循環型社会形成推進地域計画につきましては、この後議会後議員全員協議会の場をお借りしまして、議員の皆様にもご説明させていただくものとなっております。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 以上で8番の一般質問を終わります。

議長(安力川信之議員) 以上で8番、廣嶋隆議員の一般質問を終了します。

通告の順序により発言を許します。

組合が保有する施設について。1 各施設の現状・課題。2 各施設の課題への対応及び今後の方向性。

3 組合の財政見通し。4 構成市町村の負担等。

4番、田村なつ江議員。

(4番田村なつ江議員登壇)

4番(田村なつ江議員) 皆さん、改めましてこんにちは。4番、田村なつ江です。

まず初めに、令和6年元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々とご遺族に謹んでお悔 やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。近年公共施設等の老朽化が全国的に課題となっています。 我が渋川地区広域市町村圏振興整備組合、次からは組合と申し上げますが、組合でもごみ処理施設、し尿 処理施設、火葬場、斎場施設、消防施設等と数多くの施設を保有しておりますが、組合においても施設の 老朽化等が課題となっていると思います。

そこで、組合の保有する施設について、1問目、施設の現状と課題をまずお聞きしまして、しっかり答弁をいただき、2問目、各施設の課題への対応と今後の方向性について、3問目、組合の財政見通しについて、そして4問目、構成市町村の負担等について、具体的になりますので、2問目以降は自席で細かい内容についてお伺いしたいと思います。

それではまず、1問目の組合が保有するごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場、斎場施設、消防施設の 各施設における現状と課題についてをお伺いいたします。答弁は簡潔に願います。

次回からの質問は、自席で行います。よろしくお願いいたします。

議長(安力川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 各施設の現状と課題ということで、私からは清掃センター、最終処分場、環境クリーンセンター、火葬場、斎場についてご答弁を申し上げます。

まず、渋川地区広域圏清掃センターは、平成5年4月の供用開始から約30年が経過し、鉄筋コンクリート建築物の標準耐用年数50年の半分以上が過ぎており、設備に老朽化が見られ、維持補修費が増加傾向にある施設となっております。このようなことから、構成市町村の担当者を構成員に加えた一般廃棄物処理施設整備検討委員会を立ち上げ、清掃センターの長寿命化や更新を視野に入れた整備方針を検討した結果、基幹的設備改良工事を行い、建物の標準耐用年数またはそれ以上まで現施設を利用し、その間に更新に向けた検討を行うという方針がまとまりました。こちらの工事については、令和8年度から令和10年度までの3か年にかけて行う予定であり、工事の終了後は15年以上の延命化を目指し、令和25年度までもしくはそれ以上に施設を稼働したい考えでおります。課題といたしまして、基幹的設備改良工事では、焼却炉本体等の大規模な施設設備を更新することから、2週間程度の休炉期間を複数回設けなければならないということがございます。その間は焼却ができなくなるため、ごみの焼却については、外部委託といったことを考えなければなりません。それと併せて、圏域住民や事業者の方々にもごみの減量化にご協力をいただく必要があると考えております。また、このごみの減量化に協力いただくためには、どのように広報していくのか、それが効果的かということも市町村とともに検討する必要があると考えております。

続きまして、最終処分場についてでございます。現在稼働中の最終処分場、エコ小野上処分場は、平成26年12月に供用開始した施設であり、現在9年余りが経過をしております。エコ小野上処分場は、埋立期間を15年間として計画された施設で、おおむね計画どおりに埋立完了となる見込みのため、令和11年12月までの6年間の間に新施設を整備する必要がございます。次期最終処分場は、3市町村の協定により吉岡町に設置することが決定されており、組合では令和6年度から最終処分場建設事業として、施設整備基本計画の策定や測量業務等を実施する予定であります。事業期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年にわたるものであります。課題といたしましては、次期最終処分場建設用地は、吉岡町から報告されたおおむねの候補地内から決定するため、用地交渉が未着手となっておりますので、交渉が難航いたしますと、エコ小野上処分場の埋立終了までに施設整備が間に合わないというようなことも考えられます。また、資材費及び人件費の高騰により、工事コストが増加する可能性があることなども考えられております。

次に、環境クリーンセンターでございます。し尿処理施設である環境クリーンセンターは、昭和58年10月の供用開始から約40年が経過し、鉄筋コンクリート建築物の標準耐用年数50年に達しようというような施設になります。平成9年、平成10年にかけまして、基幹的整備事業といたしまして、主要設備の更新工事を行ってはおるところですが、これらの設備も老朽化が進み、維持補修費が増加していることから、更新が急務となっております。施設の更新につきましては、一般廃棄物処理施設整備検討委員会によりまして、他の施設の更新もあることから、費用の平準化を考慮し、清掃センター長寿命化事業及び吉岡町の最終処分場建設事業が終わりましたら、直ちに新施設設備に向けた事業を行う予定であります。課題といたしましては、建設に伴う用地決定及びその地元要望の取りまとめになるかと考えております。用地につきましては、現在の環境クリーンセンターの敷地内を候補としており、地元住民の代表者で組織された環境クリーンセンター運営協議会において、その旨も既に説明させていただきましたが、そちらについて反対の意見はございませんでした。今後用地が決定した場合は、地元還元について住民からの要望を取りまとめ、住民からの理解を得ることが肝要かと思っております。

最後に、火葬場、斎場についてでございます。しらゆり聖苑は、平成12年の建設から23年が経過し、施

設や設備の老朽化が進んでおります。管理運営については、指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者が行っておるところでございます。課題といたしましては、しらゆり聖苑は広域圏内唯一の火葬場を有し、圏域住民にとって重要な役割を果たす施設となりますので、指定管理者と連絡を密に取り合い、施設の維持管理に努めておりますが、施設や設備の修繕箇所が年々増加傾向にあるため、計画的に施設の長寿命化を図る必要がございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、小規模な葬儀を希望する利用者も増加しておりますので、利用者のニーズに応じた施設改修を検討する必要があるかと考えておるところでございます。

議長(安カ川信之議員) 南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) 消防庁舎の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、現状として庁舎整備の沿革からご説明させていただきます。消防本部消防署本署は、渋川市から継承後昭和47年度に増築、昭和54年度に通信指令室を増築、平成15年度に高機能消防指令システムの導入に合わせ、庁舎東側部分を増築するとともに、訓練棟A棟、B棟を建設したものでございます。消防署西分署は、昭和47年度に建設されましたが、令和5年度、令和6年度事業といたしまして、県道渋川松井田線と県道前橋伊香保線が交差いたしますビジターセンター前信号機を北進した位置に建設中でございます。消防署南分署は、令和3年度に榛東村山子田地内に建設したもので、移転前は吉岡町上野田地内にございました。消防署東分署は、令和4年度、令和5年度事業といたしまして、現在の敷地の隣のところに建設中でございます。消防署北分署は、昭和50年度に渋川市北牧地内に建設されたものでございます。

次に、庁舎に関する課題でございますが、消防本部の各庁舎は老朽化が進むとともに、圏域住民の居住地分布の変化、救急出動件数の増をはじめとする消防需要の変化に対応するため、災害活動の拠点となる消防庁舎の建て替え等を重要課題と位置づけ、平成30年度から庁舎建設事業に着手しているところでございます。令和3年度の消防署南分署を皮切りに、消防署東分署、西分署と建て替えを進めてきたところでございます。いまだ未着手となっております消防本部消防署本署は、当初建築から55年、消防署北分署は建設から48年を経過しているところでございます。消防本部消防署本署は、現在地での建て替えを計画していましたが、機能を維持しながらの建設には広大な工事用地の確保が必要となり、現在地に建設する場合、仮設庁舎を建設し、一時移転後に現在地を更地にして工事を行う必要があります。さらに、必要な訓練場所を確保し、必要な居室等を確保するためには、庁舎を3階以上とする必要があるため、内部の協議では署所の適正配置を考慮しながら、建設可能地を検討しているところでございます。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) それぞれの施設ごとの現状と課題について答弁をいただきました。組合において も、全国的な課題である施設の老朽化が課題であることを改めて確認することができました。

次に、2問目、各施設における課題について、どのような対応をしているのか。また、今後どのような 対応をしていかなければならないのか、各施設ごとにお伺いいたします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 各施設の課題への対応と今後どのような方向性かというところでご質問をいただき

ました。

清掃センターにつきましては、まず基幹的設備改良工事中における休炉期間というのが生じてしまいますので、その対応というところでお答えさせていただきます。こちらは、可能な限り休炉期間が短くなるように、工事請負業者が決定しましたら調整をする予定となっております。

次に、休炉期間中のごみ減量化の広報ですが、こちらは工事にかかわらず組合としても推し進めなければならないものと考えております。組合が策定した一般廃棄物処理基本計画では、清掃センターに搬入されるごみについては、可燃ごみ組成割合の数値というものも掲載をしております。それでいきますと、厨芥類、野菜くずですとか、食べ残しのもの、こうしたものについて非常に多くあるということが分かっております。こういった生ごみについては、水切りを徹底することで、15%程度の減量化ができる見込みでもありますので、これは新たな設備を要せずにもすぐに開始でき、実効性があると考えておりますので、まずこういったところから構成市町村と連携して広報したいと考えております。

また、最終処分場につきましては、次期最終処分場の課題として、用地交渉がまとまらず、施設整備が間に合わなくなると埋立てを外部委託するということがございます。これにつきましては、まず施設整備が間に合うように処分場の建設地が決定したところで、少しでも早く用地購入ができるよう丁寧な交渉を行ってまいりたいと考えております。

次に、環境クリーンセンターですが、こちらは建設に伴う用地及び地元要望の取りまとめということを 課題に挙げさせていただきました。建設用地については、運営協議会の委員の方々から反対意見は出てお りませんが、実際に周辺の方々から反対がないかという、そういった確認はできておりませんので、そう いった方々の意見を聞き取れる場をどのように設けていくか、運営協議会や地元自治会と協議をしていき たいと考えております。また、要望につきましては、運営協議会の委員から複数意見が出ておりますが、 取りまとめに地元自治会や周辺住民の方々の意見等も踏まえてまいりたいと考えております。

次に、環境クリーンセンター更新の方針というところになりますが、これにつきましては、新施設は令和17年度からの供用開始を目指しております。し尿処理施設として整備した環境クリーンセンターについては、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設でありますが、更新する際にはそれだけではなく、生ごみ等の有機性の廃棄物も併せて処理をして、汚泥等の再利用を可能とする施設、汚泥再生処理センター、こういったものにしていきたいという方針でございます。そういったところも考えながら、社会的要請である循環型社会の構築に寄与することができるような方向性で考えていきたいと思っております。

最後に、火葬場、斎場でございますが、施設の長寿命化を図り、利用者の二一ズに応じるため、昨年度 9月にしらゆり聖苑個別施設計画を策定しております。具体的な内容としまして、空調設備の更新、屋上 防水工事の実施、監視カメラの更新、火葬炉の更新、施設内部の大規模改修などを実施する予定でありま す。今後の方向性としましては、管理運営については指定管理者制度を継続し、さらなる経費削減及び利 用者へのサービス向上を図り、施設については個別施設計画に挙げた使用目標年数の65年を達成できるよ うに、維持管理だけではなく、利用者の二一ズに応じた施設改修を実施していきたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) 消防庁舎の課題への対応と今後の方向性についてお答えいたします。

今後老朽化している消防本部消防署本署、消防署北分署の建て替えを進めていかなければなりませんが、 署所の適正な設置場所、必要とする敷地面積、庁舎の規模等を既に建設した各分署施設の評価なども勘案 しながら事業を進めてまいりたいと考えております。今後の方向性でございますが、消防署南分署、東分 署、西分署の位置が確定してございます。平成26年度に一般財団法人消防防災科学総合センターへ委託し、 実施いたしました常備消防力適正配置調査の結果と居住地分布などから、住民への消防需要への対応を一 番に、効果、効率を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) 組合の保有する各施設における現状や課題、そして課題への対応について答弁いただきました。今後組合で進めていかなければならない課題が山積みであることが分かりました。これら多くの施設の山積みである課題を解決するためには、重要になってくるのがやはり財政的な部分だと思います。

そこで3問目を伺います。組合では、将来における財政見通しは立てているのでしょうか。見通しを立てているのであれば、何年くらいの期間の見通しをいつ立てたのか、お聞きします。よろしくお願いいたします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 組合の財政の見通しということで、いつ、どういったものを立てたかということで ございますが、組合では令和3年10月に令和26年度までの長期の財政推計を作成し、公共施設等総合管理 計画、こうしたものを立てておるところでございます。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) 現時点でその見通しは順調に推移しているのでしょうか、それとも現状は厳しくなっているのでしょうか、お伺いいたします。また、以前に立てた見通しの見直しまた修正等はいつ頃行う予定なのでしょうか、お聞かせください。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまの議員からのご質問でありますが、やはり非常に今その後の物価の高騰ですとか、人件費の上昇、また清掃センター長寿命化事業及び最終処分場の建設事業、こういったものが進捗してくる中で、そのときの財政推計と金額が大きく変わってきておるところでございます。そういった中で、予算額の見直し等につきましては、それぞれの構成市町村の職員の方たちとも交えて、今後の推移について毎年見直しを図っております。そうしたところを共有しておるところでございます。

議長(安力川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) それでは、ここからは財政見通しの中身に入りたいと思います。

そこで4点お伺いいたします。まず1点目、組合の予算額でありますが、令和6年度当初予算額は約40億円であります。このことについては、予算説明資料1ページに示されていると思いますので、見ていただければ分かると思います。今後組合の予算額はどのように推移していくのでしょうか。予算額のピークの時期、またピーク時の予算額はどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

2点目につきまして、地方債残高でありますが、現在の地方債残高は二十数億円程度だと思います。このことについては、令和4年度決算書調書及び参考資料の20ページに示されております。今後の地方債残高はどのように推移していくのでしょうか。残高のピーク時期、またピーク時期の残高額はどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、今後の公債費、いわゆる借入金の返済額はどのように推移していくのでしょうか。返済額のピーク時期、またピーク時期の返済額はどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

4点目ですが、財政調整基金でありますけれども、令和4年度末での財政調整基金残高は3億5,000万円程度だったと思います。これについても令和4年度の決算調書及び参考資料の3ページの3の基金のところに掲載されていると思います。先ほど答弁がありましたように、予算の規模も相当膨らむというような状況であると思います。そのような状況を踏まえて、保有する財政調整基金の規模については、どの程度の規模が適正とお考えなのか、お伺いいたします。また、分かれば20年後あたりのところでどのくらいの規模が膨らむのか、お答えできれば答えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 先ほどの質問にお答えしたとおり、公共施設等総合管理計画をつくりましてから、大分状況が変わっておるところですので、最新の令和5年9月で算定した金額で回答させていただきます。まず、予算額につきましては、令和6年度当初予算では約40億円となっております。財政推計では、清掃センターの基幹的設備改良工事が始まる令和8年度は約62億7,000万円、最終処分場の建設工事が本格化する令和10年度は約110億3,000万円と、今後10年間の中ではピークを迎えることになります。令和11年度は約68億4,000万円となります。その後も環境クリーンセンター、消防本部本署の建て替えを計画しており、毎年度50億円以上の予算額となる見込みとなっております。長期的には清掃センターの建て替えを

予定しております令和25年度で約180億2,000万円という推計になっております。

また、地方債残高の推移ということですが、地方債の残高につきましては、令和6年度当初予算における令和6年度末の地方債の現在高見込額では約24億3,000万円となっております。財政推計では、清掃センターの基幹的設備改良工事が始まる令和8年度から上昇し、令和9年度は約62億5,000万円、令和10年度は約103億4,000万円、最終処分場の建設工事完了後の令和12年度が約132億円と、今後10年間の中ではピークを迎えます。その後は清掃センターの建て替えを予定しております令和25年度、こちらが約208億7,000万円と推計しております。

また、公債費につきましては、令和6年度当初予算では元金、利子、償還金を合わせて約3億3,000万円となっております。財政推計では、清掃センターの基幹的設備改良工事及び最終処分場の建設工事に係る償還の影響で上昇いたしまして、令和12年度は約5億9,000万円、令和14年度は約10億9,000万円、令和16年度は約12億4,000万円となり、その後は令和24年度まで公債費は10億円を超えるというふうに見込んでおります。

また、組合における財政調整基金の繰入れの考え方でございますが、予算額の10分の1程度を目安に3 億円から4億円の基金残高を確保しつつ、構成市町村の負担金が多額にならないよう毎年度当初予算にお ける基金の繰入額を決めております。令和5年12月31日現在の残高は4億3,003万904円となっており、令 和5年度末の残高見込みは3億7,668万8,000円、令和6年度末の残高見込みは3億5,130万円となっております。今後も適正なというところでありますと、3億円から4億円程度の財政調整基金が確保できるよう予算編成を行っていくということで考えております。

(「まだ答弁は終わっていない。できれば20年後にはどのくらいか、それは答えられますか」と呼ぶ者あり)

答弁漏れございました。恐れ入ります。20年後ということで、令和25年でよろしいでしょうか。 (「大体そのくらい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、予算額で180億2, 188万7, 000円です。地方債の残高については208億6, 594万円となります。

議長(安力川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) 答弁いただきました。20年後には180億円程度と、大分膨らむような感じなお答えでした。組合の財政見通しについて答弁いただきました。これらの財政見通しについて、組合としてはどのようなことの課題を考えているのか。また、この課題について今後どのような対策を講じていくのか、見解を求めます。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 組合では、清掃センターの基幹的設備改良工事、また次期最終処分場の建設工事、次期し尿処理施設の建設工事、消防本部本署の建設工事などの大型事業を今後予定しており、計画どおり事業を実施した場合、予算額が増大しまして、地方債残高が増加の一途となり、構成市町村の財政に多大な影響を与えるものと考えております。そのため組合の財源の大部分が市町村の負担金であることを認識して、補助金や地方債を活用して、事業費の圧縮や平準化に努めていくという対策を考えております。

議長(安力川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) 組合の財政見通しを踏まえた課題への対応についてご答弁をいただきました。 次に、4問目、組合を構成している市町村の負担金についての質問に移ります。構成市町村の負担金の 現状について、賦課割合を中心とした考え方についてお伺いいたします。また、3市町村の負担金の合計 は、令和4年度決算では約28億円だと思いますが、今後どのように推移していくのでしょうか。また、負 担金のピークの時期、そのときの金額を伺います。そして、その金額は令和4年度と比較してどの程度に なるのか、お答えください。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 市町村の負担金につきましても、増大していくというふうなことになっております。 令和4年度の当初予算では約27億4,000万円、令和5年度の当初予算では約30億8,000万円、令和6年度の当初予算では約30億8,000万円となっております。令和4年度と令和6年度を比較いたしますと、約3億4,000万円の増額となっております。財政の推計によりますと、清掃センターの基幹的設備改良工事が始まる令和8年度は約35億円、最終処分場の建設工事が始まる令和9年度は約41億4,000万円、今後10年間の中ではピークを迎える形になります。令和10年度からは30億円台に減少いたしますが、大型事業の地方

債の償還が始まる影響で、令和14年度以降は毎年度40億円以上の負担金となる見込みとなっております。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) ただいまの答弁を聞いていますと、各構成市町村が今までと比べ物にならない額の負担金を求められることになります。そのことについてどのように考えているのか、見解を求めます。 そして、増大する構成市町村の負担金の課題について、どのような対策を講じていくのか、何います。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 今後の財政推移を踏まえて、どういった課題を捉えているかということでございますが、市町村の負担金は今後予定しております清掃センターの長寿命化事業や最終処分場建設事業などの大型事業によりまして、非常に増加することが見込まれております。これらの事業は、施設や設備の更新時期を迎えるため、生活に密着しているごみ処理を適正に実施し続けるためには、避けて通れない事業と考えております。一方で、構成市町村においては、社会保障給付費の増加や老朽化する公共施設の維持、更新経費の増大など、財政状況が年々厳しさを増しているという状況は承知をしております。組合といたしましては、必要最低限となるよう工事内容を精査して、事業費を圧縮し、地方債を利用して負担金の平準化を図り、国などの補助金や交付税措置がある地方債を最大限に活用するなど、組合の負担金が市町村の財政を極端に圧迫することがないよう、構成市町村と密に連絡、調整を図りながら、事業を進めてまいります。また、民間企業を業務委託により活用するですとか、構成市町村にこだわらず、近隣市などとも共同できる事業がないか、こういったことを検討したりするような事業の実施方法、運営方法について、多角的に考えていきたいと思っております。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) これまで組合の保有施設の課題や財政見通し等を通して、組合の課題等を明らかにしてまいりました。ここで組合の施設整備の皮切りとしてスタートした消防施設のこれまでの整備の状況を例に挙げ、私の感じていることを申し上げたいと思います。

これまで消防施設は既に新たな施設として稼働している南分署、間もなく整備を終えようとしている東分署、そして整備を始めようとしている西分署の3施設、全てが整備前の施設よりも整備規模が数段大きくなっています。果たしてそれほど規模を大きくする必要があったのでしょうか。また、機能を拡充する必要があったのでしょうか。残るは北分署や本部本署の整備計画の検討になります。北分署は、本部本署の機能を統合した一つの施設を整備するという検討も必要だと思います。消防職員を含めた組合の職員だけではなく、構成市町村の職員を含め、多角的な観点から検討を進めなければ、お金は幾らあっても足らないと考えます。

そこでお伺いいたします。今後施設整備の具体的な検討を進めていく上で、構成市町村の一定の立場の 職員を含めて検討を進めるべきだと考えますが、見解を求めます。

議長(安力川信之議員) 消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) 今後の検討に当たり、関係市町村職員も加えてはどうかというご質問にお答えいたします。

今後の庁舎整備等に当たり、関係市町村職員も加えて検討してはとのご意見をいただきました。現在消防署南分署、東分署、西分署と建て替え整備が行われ、残る北分署、消防本部消防署本署の検討を進めなければなりませんが、建設候補地、規模等地域の実情、方向性を含め、十分な検討を進める必要があると考えております。多角的に関係市町村職員のご意見も伺いながら検討を推進していきたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 4番。

4番(田村なつ江議員) ただいまの消防長の答弁で、構成市町村の職員も含めてお話を聞くような答弁で ございました。多角的な観点からは必要だと思いますので、ぜひその方向性でいってほしいと思います。

今回組合が保有する施設についてをテーマに質問いたしました。組合の施設整備をはじめとする様々な事業の財源の多くは、構成市町村の負担金で賄っているわけでありますが、今後構成市町村の負担金については膨らんでいく一方で、構成市町村の財政をさらに圧迫することが見込まれています。そのような状況でありますので、より一層しっかりした行財政運営を行っていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長(安カ川信之議員) 以上で4番、田村なつ江議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により発言を許します。

1 広域組合の充実。2 10月議会の回答後の対応。

15番、小池春雄議員。

(15番小池春雄議員登壇)

15番(小池春雄議員) それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、広域組合の充実ということで出しておきました。共同処理事業の拡充。共同処理事業の拡充についてですが、総務省の令和5年版地方財政白書によりますと、令和3年度末の一部事務組合の総数は1,273団体で、それぞれの一部事務組合は渋川広域組合と同じ実施内容の事業がありますけれども、それ以外の事業を実施している一部事務組合もあります。圏域住民のさらなる利便性の確保のための新たな施策を考え、実施してはと提案するものでありますけれども、いかがでしょうか。例えば消費生活センターあるいは巡回診療、広域観光資源の開発等が私がちょっと考えたら思いつくものありますけれども、いかがでしょうか。先ほど言いました消費生活センターは、これは渋川市が実施しているのでありますけれども、そこのところに吉岡町、榛東村がお願いをして、この消費生活センターは実施されております。これを広域組合でやるということになりますと、共同でやっているのだということになりますと、やっぱり親しみというのですか、相談をする気持ちというのがまた変わってくると思うのです。そのように考えますと、それぞれの市町村の意見を聞けば、まだまだできるものがあるのではないかというふうに思いますので、今後の一部事務組合の在り方について問うものであります。

2点目でありますけれども、10月議会の回答後の対応ということであります。その中にスラグ、ジェンダー平等あるいはごみの減量化と対処方法について出しておりました。まず、2問目の1点目でありますけれども、鉄鋼スラグの問題であります。昨年の10月定例議会におきまして、私のエコ小野上最終処分場スラグ撤去の質問に対しまして、事務局のほうでは旧小野上処分場の搬入路に当たる部分ですので、そちらの訂正をさせていただきますと冒頭答弁をしております。私が質問しているのをそちらが訂正する必要

はないのですけれども、どういう意図でそうなるのか、後ほど分かってくるでしょうけれども、また旧小野上処分場で平成17年、平成18年、平成21年、平成23年に砕石を使っていると答弁がありました。私は、スラグ砕石の話をしています。皆さんは、何としてもエコ小野上処分場だと主張したいようですけれども、平成25年3月から8月までの小野上処分場にダンプ983台のスラグ混合砕石の小野上最終処分場への搬入記録が大同特殊鋼株式会社から県に届出がされております。どうしても整合性が取れないと思うのですけれども、この件についてはいかが考えますか、どのように答えますか。これについて回答を求めます。

それから、これまでの議会答弁で搬入路に使用されたと答弁していましたけれども、そうなると道路が 10メートルを超してしまいます、983台ですから。皆さんの答弁は、この部分についてはもう破綻してい るのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、鉄鋼スラグが環境基準を超えているものが使用されていることは皆さんも認められているところですが、いかに早く撤去させるかが課題ですが、跡地利用と絡めて撤去をさせるとの方針が示されました。調査特別委員会では、管理者より撤去させるとの方針が示されたので委員会は解散したわけであります。理屈は言わずに、撤去に向けて力を合わせることが今求められていると思いますけれども、この点についてもいかがでしょうか。同じスラグでも、主に高崎市近郊で使われていたスラグは、東邦亜鉛株式会社安中製錬所由来のものであります。これは、大同特殊鋼株式会社とでどこが違いがあるのかの問いに対し、県に確認したところ、会社の考え方、対応方針の違いに基づくとの答弁でした。同じ問題でも撤去が進んでいるところと進んでいないところの差は何なのか、何が問題なのか、問題解決のために何をすべきかと、しっかりした対応が求められていますけれども、これについての見解はいかがでしょうか。

それから、ジェンダー平等(ハラスメントを含む)、前回質問し、それぞれの責任の立場にある管理者、副管理者、消防長から考え、方針を伺いました。新年度に向けて一歩前に出た対応が求められていると思いますけれども、いかがでしょうか。広域組合で人員が多く働いているのは消防署だと思いますけれども、長く男社会であり、縦の社会であることから、ジェンダー的発想が薄かったような気がします。ジェンダー平等の機運は高まっていますけれども、時代の波になかなか追いついていけない状況にあるような気がします。家事、育児は協働が当たり前の時代ですが、そのことが職場で言い出しにくい環境になっていないかなど考えられますけれども、いかがでしょうか。ハラスメント問題が生じたらプライバシーを守りつつ人権にも配慮するような回答を得ていますが、それだけでよいのでしょうか。渋川市では、ハラスメントのアンケート調査を行ったと聞いた覚えがありますが、事が発生したらどのように対処するか、事前の対策も大事です。アンケート調査を行い、予測される悪い事態に対する心配の芽を先に摘んでおくことも大事だと思います。実態を把握してこそ対処ができると思いますけれども、いかがでしょうか。

続きまして、3問目であります。ごみの減量化と処理方法であります。この問題につきましても、前回管理者から大変前向きな回答を受けてよかったと思っております。今度は吉岡町の番で埋立ての最終処分場施設としてまた四十数億円、附帯工事としてもその他数億円かかると聞いておりますけれども、新しい視点に立って研究したいとの回答を管理者から得たところです。大事なことは、先進地事例にどれだけ学び、広域組合に合った施設にすることだと思います。分別、収集、焼却あるいは発酵、分解等、それと3Rの徹底と組合せで、様々な解決方法があります。専門職員を配置してでも今後のありようを検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。そして、さきの議会等で質問したことが新年度予算にどのよ

うに反映されたでしょうかということで、特にこれまで以上のごみの減量化、3Rを実施していくには、 新しい事業展開も必要ですけれども、この部分が少しでも予算に反映されたかについてをお尋ねをするも のであります。以上です。どうぞよろしくお願いします。

議長(安カ川信之議員) 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 小池議員から前回の質問等も踏まえてご質問をいただきました。多岐にわたっておりますので、私のほうから基本的なことをご答弁し、詳細については事務局長からご答弁申し上げます。

まず、共同処理事業の拡充であります。広域で担っておりますのは、私たちの暮らしに欠かせない最も重要な事業であります。ごみ処理にしましても、し尿にしましても、救急にしましても、いずれも同じことであります。しかし、なかなかこれが広域というのがちょっと住民からすると、ワンクッション置くといいますか、公共団体がちょっと遠い感じも受けていると思います。当たり前のようなふうに映っているところもありますので、先ほどからいろいろ議論がありましたけれども、しっかりと広域の事業というのはこういう必要があって、こういうお金がかかるのだということはよく圏域の住民に理解をしていただきながら進めていかなければならないと思っております。そういう中で、広域でやったほうがコストも低い、そして利便性も高まるという事業はたくさんあります。それを広域でやることによって、さらにお金はかかると思いますけれども、それはトータルで構成公共団体と広域と、両方合わせてみれば最少の経費で最大の効果を上げると、そういうところにつながりますので、ぜひコストの縮減あるいはサービスの拡充、そういう観点から先ほど提案のありました消費生活センターでありますとか、あるいは介護認定の審査ですとか、共通のものはあると思いますので、今後そういったことをどういう形でやっていくことが圏域住民のためになるかと、そのことについてはよく研究をしてまいりたいと思います。

それから、エコ小野上処分場、旧小野上処分場です。この進入路のスラグ撤去でありますけれども、かねてから大同特殊鋼株式会社と協議を重ねてまいりました。粘り強く協議を重ねて、これまでとはちょっとニュアンスの違う方針に基づいて負担をしない、片づけないというところから変わってまいりました。一日も早く健康被害が出ないようにしっかり対応していかなければいけないと思っていますので、引き続き粘り強く撤去に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

ジェンダー平等であります。この問題についてもアンコンシャス・バイアスと言われるように、自然な形、我々が意識しない形で差別が行われているという、そういう実態もあります。改めてこのことをよく認識をして、真の意味でのジェンダー平等が達成されるように進めてまいりたいと思います。特にこの広域では、消防という職場もあります。消防というのは男性がやるものだというようなアンコンシャス・バイアスというのもあるかと思いますけれども、そういうものでは今はない。女性もしっかりと女性の特性に応じて活躍をしていただくということが必要でありますので、さらにこの広域圏においてもジェンダー平等を進めていきたいと考えております。

それから、最終処分場の件、次の処分場が吉岡町地内に場所も決定をして、準備が進められるということであります。これから造るわけでありますので、これから様々な検討をしていかなければなりませんけれども、何より大事なことは、処分量を減らすということだと思います。4月1日からプラごみの分別収集もこの広域で始まります。今朝も私もごみの集積所へごみを持っていきましたら、近所の人たちが集ま

って、女性の方が。4月からそうなるのだけれども、どうしたらいいのだろうかと戸惑って大分議論していました。そういう住民の皆さんにこのプラごみの分別回収がいかに大切なことか、必要なことかと、そういうことを理解していただくということが大事だと思います。そういった理解の上に立って、ごみの再利用、議員がたびたびおっしゃられておりますように、3Rをしっかりと実現していく、そのことによってごみの減量化につなげていかなければいけないと思っております。また、あわせて処分方法、技術的な革新も進んでおりますし、いろいろな手法が開発されております。そういったものも取り入れてコンパクトな最終処分場になるように、そして持続可能な施設になるように努めてまいりたいと思っております。そのための専門の内部の職員もそうですけれども、外部の人の意見も含めて、そういった研究をしっかりと進めてまいりたいと思います。詳細についてまた事務局長等からご答弁申し上げます。

議長(安カ川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 事務局のほうで鉄鋼スラグの問題についてご答弁を申し上げます。

まず、エコ小野上処分場の建設に鉄鋼スラグが使用されていたかということにつきましては、以前裁判 の中でも争われたという経過がございます。結論といたしましては、裁判におきまして、広域組合のエコ 小野上処分場にはスラグが使われていないという主張を認めていただいておるものでございます。小池議 員がおっしゃいます大同特殊鋼株式会社がエコ小野上処分場にトラック983台分のスラグを出荷したこの 資料につきましては、大同特殊鋼株式会社が群馬県に報告した資料だということで、先ほど議員のほうか らもございました。群馬県環境森林部廃棄物リサイクル課では、大同特殊鋼株式会社から提出された書類、 また提供された情報に基づいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、エコ小野上処 分場の現地調査を県のほうで行っております。平成30年9月18日、また同年11月17日に県は調査を依頼し た業者を伴いまして、エコ小野上処分場を訪れ、ボーリング調査等により試料の採取を行っております。 その分析結果を踏まえまして、群馬県は令和元年10月2日、令和元年第3回定例農林環境常任委員会にお きまして、エコ小野上処分場に鉄鋼スラグが使用されているかについて、大同特殊鋼株式会社から搬出さ れた鉄鋼スラグが工事に使用されていたかどうかの調査は、まず出荷記録を基に当該公共工事の実施主体 に調査を依頼し、当該工事における工事書類等を確認して、両面から調査を実施している。エコ小野上処 分場につきましては、出荷記録そのものはあったものの、工事書類等には使用された記録がなかった。加 えて今回ボーリング調査を実施したところ、それでもスラグが視認できなかった。このためエコ小野上処 分場については、鉄鋼スラグの出荷記録はあったものの、実際には使用されていなかったと判断するのが 妥当であると考えているということで答弁をされております。こうしたところで、県も使用が認められな いと判断をしたというふうに考えております。第三者による県の調査でも使用が認められないと判断して いることからも、エコ小野上処分場には鉄鋼スラグ砕石の使用がなかったという結論に至るかと思います。 また、搬入路のスラグにつきまして、跡地利用と絡めて撤去させるという方針が示されたことにつきま

また、搬入路のスラグにつきまして、跡地利用と絡めて撤去させるという方針が示されたことにつきまして、理屈を言わずに撤去に向けて力を合わせることが大事ではないかというご質問でございます。組合では、令和2年のエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続に関する特別委員会において決定したことについての議会からの要請を受けまして、過去に4回大同特殊鋼株式会社に対して、撤去の要請を行ってまいりました。しかしながら、1回目から3回目の回答では、主に直下の土壌が正常

値であること、アスファルト舗装により被覆措置がなされていること、撤去等の法的責任を負わないこと等の理由によりまして、撤去費用の負担は応じかねるという回答でございました。そこで、組合と組合議会が共同で、令和4年10月20日付で再度要求をいたしましたところ、こちらは過去3回のようにただ撤去を要求するだけでは同じ回答になってしまうだろうということで、跡地利用を絡めて撤去を要求をいたしましたところ、初めて撤去費用について応分の負担をする旨の回答がございました。この費用負担の詳細については、跡地利用の詳細な計画を策定する過程で、組合と事前協議を行い、策定された計画を踏まえ、決定させていただくという回答でございました。このことは組合及び組合議会が力を合わせ、協力して要求したことによる成果であると捉えており、以前の回答に比べ、大変前進したというふうに考えております。大同特殊鋼株式会社と組合では、基本協定を締結していることから、この協定に基づき撤去に向け粘り強く協議していきたいと考えております。

また、東邦亜鉛株式会社と大同特殊鋼株式会社のスラグの関係で、何が違うのかというようなご質問でございました。前回の議会でもご答弁いたしましたが、東邦亜鉛株式会社と大同特殊鋼株式会社は、共にスラグに関して群馬県から使用箇所の全容解明に当たるとともに、判明した使用箇所における環境調査の加速化とその結果の報告及び生活環境の保全上、支障が生じないよう必要な措置を講じることと指示されており、それぞれの会社による考え方、対応方針に基づいた措置を講じていると、そういったことを県に確認をしております。こうしたことから、両者の違いにつきましては、会社の対応方針の違いであると考えるところでございます。大同特殊鋼株式会社と組合では、先ほども申し上げましたように、基本協定を締結しておりますので、この協定に基づき撤去に向けて今後も粘り強く協議していきたいと考えております。

議長(安カ川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) まず、第1点目でありますけれども、先ほど共同処理事業の拡充ということで、今管理者から聞きました。恐らくこれで榛東村と吉岡町が入っておりますけれども、先ほど私が言いました消費生活センターというのは、これは広域組合でやっていませんけれども、これ群馬県内では吾妻町が消費生活センター、広域組合でやっているのです。このように3か町村足しますと、11万人の市町村になりますから、どうしても吉岡町が2万人ちょっと、それで榛東村が1万5,000人ぐらい、自分の市町村だけでするにはちょっと大変だなというものも、広域組合の一部事務組合を使えば、もっと住民の立場に立つとできることがたくさんあるのではないかなと思うのです。ですから、そういうことをそれぞれ持ち寄って、話す機会を持って、そしてこのことは広域組合でやっていったらどうかというものは、やっぱり圏域住民の利便性を考えたらこのことは大事だと思うのです。今までそういう話の場面があったかというと、渋川市がやったけれども、途中から吉岡町、榛東村にも乗らないかと、あるいは合併の前でいえばそれぞれの広域組合の市町村にそれぞれの主導で動いていて、話に乗るかいと、乗らないかいというので進めてきた経緯というのがあるのです。そうでなくて、渋川市が主導ではなくて、やっぱり3市町村がないものをそこに補っていくにはそれはどうすべきかと、広域組合の利便性をどうすれば確保できるかと。皆さんが考えて持ち寄れば、まだまだ様々なものができると思うのです。合併しようとか、そういう話ではありませんから、より利便性、先ほど言いましたが、私は観光でもいろいろあると思うのです。

全国の例を見ますと、先ほど言いましたように1,300ぐらいの一部事務組合がありますが、恐らく1,300と

いうのは、全部の市町村1,700ぐらいですから、そのくらいの数が一部事務組合に参加しているということだと思うのです。群馬県内でも4つぐらいですか、一部事務組合もあれば広域連合もありますけども、広域連合までいかなくてもいいですけれども、広域の一部事務組合という形で、それぞれのやっぱり自分たちの市町村ではできないものにおいそれということをこれまで担当の職員だった人というのは、そういうことが見えてくるのでしょうけれども、議員というのは事務屋ではありませんから、そういうことは見えてこないのです。ですから、それぞれの町村が持ち帰ってどうだろうと、こんなものが我がまちにこういうものができたらどうかと、何かないかというふうに聞けば必ず出てくると思うのです。こういうことというのは、今後の協議をしていくという意味では大変大事なことだと思うのですけれども、先ほど管理者から聞きましたが、それぞれのまた副管理者ご意見がありましたらお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長(安カ川信之議員) 柴﨑副管理者。

(副管理者柴﨑徳一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) 共同処理には、それぞれいろいろな様々な方法はあるかと思います。今後組合の中で、正副管理者の中でもいろいろと研究していけたらと思っています。また、町村においても持ち帰っていろいろ話をさせていただきたいと思っています。

議長(安カ川信之議員) 南副管理者。

(副管理者南 千晴登壇)

副管理者(南 千晴) 小池議員に答弁させていただきます。

小池議員がおっしゃっていたように、まず共同処理をすることで、渋川市、吉岡町、榛東村の住民のやはり利便性の向上を図るということがまず大切だと思っております。そういった中で、正副管理者会議でもいろいろ意見を出し合いながらメリット、デメリットを十分検討して、必要な共同処理の事業があればやっていく方向で話を進めていければと思っております。以上です。

議長(安力川信之議員) 伊勢副管理者。

(副管理者伊勢久美子登壇)

副管理者(伊勢久美子) 小池議員から広域連携についてのご質問がございました。

人口が減少していく中、これから高齢化また人口の低密度化等によりまして、行政コストが今後も増大してくることが予想されております。先ほど田村議員からも同様の質問があったというふうに私も捉えております。さらに、広域の住民のサービスを継続的、持続的また効率的に行うためにも、広域連携というのは必要であるというふうに思っております。今行っている連携しているものだけではなく、先ほど話がございました観光また福祉、そして例えば職員の研修などを様々な場面でいろいろな自治体が連携して行うことは非常に効率的であるというふうに思っております。できるところから取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

議長(安力川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) ありがとうございました。今日の新聞の中でも渋川市がまた子育てで何か新しい取組をしたというような記事も見ました。こういうこともやっぱり全体の吉岡町、榛東村、渋川市面積も割に狭いものですから、こういうことでも一つの町村ではできないけれども、共同処理することによってで

きるものというのは様々あると思いますので、ぜひいろいろな多方面で協力をしていただければということをまずお願いいたします。

続きまして、2問目の質問に移ります。10月議会の回答後の対応ということで、まず鉄鋼スラグの問題 について出しておりまして、先ほどの回答を聞いていますと、何度も私は聞いていて、本当に無責任だな というふうに思っているのです。大同特殊鋼株式会社が群馬県に対して983台の鉄鋼スラグをエコ小野上 処分場に持っていきましたという搬入記録、これその情報開示請求をして、最初はそれを出さなかったの です、群馬県が。それで、また再審査を求めて、そして今度はそこで審査会が開かれて、そして伏せてお くものではないと、ないしょにしておくものではないというので出しなさいという決定が出されて出てき た文書なのです。最初は渋っていたのです。渋っていたのですけれども、そこで渋っているわけにいかな いので、不服請求したものですから、出てきた資料ですから、うその資料ではないのです。群馬県が出し た資料ですから、でも受けたほうはともかく聞いてみたけれども、そんなのはどこにも入っていないから それはないのでしょうという話なのですけれども、この書類があってスラグが入っていないと。大同特殊 鋼株式会社が入れたと言っているのに、入った方がないと言っている。では、どこかへ行ってしまったの だという話なのです。皆さんが飛んでどこかへ行ってしまったのだと、983台が。そうは言えないでしょ う。書類ってうそ言わないです。裁判がどう出た、こう出たというのは、私はあの裁判聞いていれば、や っぱり広域の職員も私はうそを言っているというふうに思います。だって、搬入記録だってありまして、 あれは六千何立米だってか、台数でいうと983台、ちょっと入りませんが、鉄鋼スラグというのは重いで すから、それが6,000立米ぐらいでしたか、それが入っていると。そして、裁判の中で佐藤建設工業株式 会社の社長が分かりますか、リサイクル品というのはRCというのです。リサイクルのR、Cはクラッシ ャーのC、RC、これが983台分、何月幾日に何台入れましたという搬入記録がみんなこれも開示請求で 出てきたのです。

そうしたら役所の指導でRCを全てCに書き直しましたと、大変だったのですと。幾日も幾日も幾日もかかったのですというふうにこれ裁判で証言しているのです。RCをCに書き直したからと、大同特殊鋼株式会社はエコ小野上処分場に983台搬入記録があると言っているのです。そこまであって、ないないというのですから、それはやっぱり変な話なのです。本当は簡単なのです。私たちがここにあるのではないかといったら、ではそこのところを調べましょうと、これは議会の中でも調査特別委員会できました。それで、たまたま私が委員長だったのですけれども、議会の中でも委員会の中で、なお予備調査においては正副委員長にご一任願うということで、私と榛東村の前広域議員の山口さんと一緒になって現場へ行った。そうしたら関係のない当時の広域議会の事務局長あたりが出てきて、生意気言いやがって、本当生意気なのだ。出てきて、調査なんかさせないよと言われたのです。議会で議決を経て、事務局といえばあれでしょう、その隣に行って、議事進行をお手伝いするのだ、事務局で、調査委員会ですから。その1日か2日前には、管理者のところへ行って、現場の調査に行きますので、よろしくお願いしますといって、管理者はどうぞ調査してくださいというふうに管理者からはちゃんと回答を得ているのです。現場へ行ったら今度は職員が邪魔するのです。こんなことがずっとあったわけです。私は、このことばかり繰り返しに、それから事務局長は何人も替わっているものだから、また一々話の説明するのも容易ではないのですけれども、そういう矛盾点があるものですから、これ簡単なのです。私たちがいろいろ心配するけれども、だっ

たら言われるところを調査してみますよと。調査してなければ私は納得するのです。なければすぐに引っ込みますと、何なら調査費私が出してもいいですよと、あるかないかの確認ですから。そこまで言っても応じないのです。何でもなければいいではないですか、どんどん応じれば。だから、皆さんのかたくなな態度が続くのであれば、またこの議会でももう一度調査特別委員会でもつくって、また調査しなければならないと私いうぐらいな気持ちでいます。ですから、ちゃんと皆さんも対応してほしい。言っていることがどうかと、皆さんの言っていることと私たちの言っていることは、それが間違っているかどうかというところなのです。

先ほど言いましたけれども、983台のこの皆さんが矛盾があれば、県がうそを言っているのではないかといって、県に対してちゃんとただすということが大事ではないですか。そして、皆さんの主張というのは、それが搬入路に使ったのだという回答をこれもしているのです。だから、搬入路にそれを使うと、エコ小野上処分場の土地のどこでもいいのです。搬入路が10メートルにもなってしまうのです。983台もスラグが入っていることは認めているのですから、それを認めたり、認めなかったり、わけが分からないですけれども、でも時には認めるのです。それはRCではなくてCだったと。それは認めるのです。983台入っていれば、道路は10メートルも長くなっています。そんなことはあり得ないわけなので、今私が何点か言いましたけれども、これについてまず回答ができますか。

(「管理者から許可もらったのだね」と呼ぶ者あり)

もらったのです。

(「確認取れもう一回」と呼ぶ者あり)

そういう質問ありますから、以前私が管理者にお会いして、調査委員会で調査をしますというとき、事務局に妨害されましたけれども、私は管理者に山口さんと調査に行きますというので、許可得ましたよね。 確認しろという声があったものですから、確認したいと思うのですけれども、いかがですか。

議長(安力川信之議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 広域議会での調査ということで、了承しております。

議長(安カ川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) ありがとうございます。確かに管理者に確認しました。すみません、今ちょっとそういう声があったものですから。

事務局長、先ほどの何点かの質問について、回答あればできる範囲でしてください。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 983台スラグ砕石が運ばれていたら整合性が取れないというようなことでございますが、これについてはスラグ砕石というより、バージンの砕石で入っているということで、以前から答弁をさせていただいておるところです。その中で、やはり土地が斜めになっているところ、また雨などが降ると比較的削れてしまったり、ぐちゃぐちゃになってしまったりというところで、重いダンプ等が通りますので、大分そういったところが掘れてしまう、そこをそのたびに埋めていくということで、1回で使っているということではないのかなというふうに承知をしております。

それと、県のほうで出されている書類について、役所のほうから書き換えをというような話があったようですが、それにつきましては、以前にも議会のほうで答弁させていただいておりますが、これについては大同特殊鋼株式会社、それから県からそういった依頼があったというようなことを佐藤建設工業株式会社のほうでお答えしていたということは聞いております。

議長(安カ川信之議員) 15番。

15番 (小池春雄議員) 先ほど事務局長、983台バージンが入っているという話でしたけれども、大同特殊鋼株式会社が群馬県に届出をするのに、大同特殊鋼株式会社が出したのはみんなRCなのです。Cの40だった。砕石場からということです、砕石場から直に。でも、仕様書はRCを使えという指示なのです。だから、先ほど入っているのはバージンだという話でしたけれども、バージンだったら大同特殊鋼株式会社から来ないのです。983台大同特殊鋼株式会社から県にエコ小野上処分場に持っていきましたよという書類なのです。こういうことなのです。ですから、この中に983台大同特殊鋼株式会社から届けられてきたものですから、それはだけれども、うちに入っているのはCですと。Cだったら大同特殊鋼株式会社から来ないのです。だから、さっきも言ったけれども、理屈が破綻していると。もう一つ、983台道路に組み込んだとしたので、道路に入れたのだったらということになれば、道路が10メートルも長くなってしまうよと。だから、そこはそういうことから破綻しているでしょうと私は言っているのです。それは無理な話なのだ。すみません。残りが十何分になってしまったので、これ以上続けられないので、あとはぜひ皆さんこのことを済んだことだからいいではなくて、ちゃんとその精査をしてください。そして、また私次回も質問しますから、ちゃんと答えてください。皆さんも納得できるように、私も納得できるように、お願いしておきます。

それと、スラグの中で先ほどのその回答の中で、同じスラグでも東邦亜鉛株式会社と大同特殊鋼株式会 社のは何が違うのでしょうと。それが皆さんの回答は、会社の考えと対応方針の違いに基づくのだと。そ れはないです。向こうだって害があるから撤去しますと。ここで大同特殊鋼株式会社が言ったように、吉 岡町にも17か所入っているのです。恐らく渋川市も百何十か所もあるのだと思うのですけれども、榛東村 にも入っていたかと思うのですけれども、これはホームページにもあります。それで、広報、メディアの 中では大変ご迷惑をおかけしましたと、今でもまだホームページに残っています。そういうものが入って います。国道17号のところへ、これ発注者が国だったものですから、国土交通省がするわけにいかないと 文句言ったものですから、吉岡地内にあったところというのは、これ全部撤去されました。これ撤去され ています。ですから、市町村がやっぱり強く言えばこれ撤去されるものなのだと。ゆえに舗装して蓋かけ ておけばいいという、そういう代物ではないです。対処方針が高崎市と安中市ではどこが違うのだ。とに かく同じものなのです、基準値を超過しているものという同じ扱い、ですからそこはやっぱりあくまでも 広域組合とすれば広域組合としてそこで撤去を求めていくというのが基本方針であって、この中に次に撤 去するときは、広域組合が撤去するときには、工事か何かする、建設があったりするときは撤去しますよ というような回答なのですけれども、そんなん当てにならない話で、全部撤去するのがいつになるか分か らないです。そういうふうに理屈をつけて、条件をつけて撤去を求めるのではなくて、やっぱり廃棄物処 理法、廃掃法に違反したものが入っていれば、それは撤去を求めていくことは当然のことなので、それを 変な駆け引きをしないほうがいいと思うのです。それは、ちょっと口先を変えてだまされるというような

話ですから。

それと、前市長に届けた先ほど言いました983台の書類があったかと思うのですけれども、要するに佐藤建設工業株式会社が書き直したという書類があるのですけれども、それを書いてほしいというようなことがあるのですけれども、これ管理者残っているでしょうか、それとも返却可能なのでしょうか。これどうなのでしょうか。もしかしたら管理者のほうでなくて、組合で持っているのですか。どこにあるのか知りませんけれども、それ預けられたかと思うのですけれども、それはどうなっているでしょうか。返せるものでしょうか、いかがでしょうか。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 小池議員のおっしゃいます書類につきましては、以前議会のほうでもそういった質問がございましたので、事務局のほうで再度当時おりました職員全部に当たっております。その結果、現状では事務局のほうにないような状況でございます。

議長(安カ川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) 管理者に預けたというふうに私は聞いているのですけれども、それは返却を求めて も返ってこないという話なのですけれども、この経過について管理者いかがでしょうか。

議長(安カ川信之議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) この件にかかわらずいろいろな情報提供があることがあります。それぞれについて関係方面において調査をし、処理をしているところであります。

議長(安カ川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) すみません。ゆっくりたどっていられません。ちょっと時間も押してきましたけれども、前回質問して、これはジェンダー平等の件なのですけれども、広域組合でも先ほど言いました吏員が多く働いていると。そして、前回はハラスメント問題等で消防長にこういう事案があった、あのときは県内でも似たような、県内ではなくて、広域組合でなくてよかったですねと、あった場合にはその対処というのはどうしますかと、第三者委員会等をつくるのだか、あるいはだからハラスメントに遭った人というのがどこに申出ですれば、話をすればいいのかといったら、それは総務課だとか、いろいろ整っていますよという話は聞いたのですけれども、角度が違っていたのかなと私もちょっと反省している部分があるのですけれども、皆さんもご存じだと思うのですけれども、これは結構日本中でニュースになりました滋賀県ですか、甲賀広域行政組合です。それで実名で名指しの上、加害者28人というそれぞれの新聞なんかで出ているのですけれども、これは甲賀広域行政消防組合本部のハラスメントなどについて調査している第三者委員会は、22日全職員と退職者の計208人へのアンケートで、ハラスメント被害を受けたとする割合が回答者184人の4割近くに上ったことが明らかになったと。ハラスメント行為をしたと実名で名指しされた人も28人に及び、組織内で嫌がらせ行為が横行していた可能性もあると。調査は今後関係者への聞き取りなどで事実確認を進めるという、こういう記事が出ていたのです。恐らく消防庁等から聞いていると思うのです。

だから、事が起きてからではなくて、僕は事が起きても、いわゆる被害者の救済ということで第三者委

員会ができたのですけれども、私は冒頭の質問で言ったように、渋川市が市の職員に対して、議員であるとか、あとは市民であるとか、様々なところからハラスメントを受けたことがありますかというと、私はその回答はどうだったか知らないですけれども、このことは大事だと思うのです。そうすると、日常的に職員のどういう立場にあるかということが分かりますから、そうすると、この人たちに対する対処方針というのは出てくると思うのです。実害というものがまだ組合に出てこないうちに対処をどうしますかと言われてもなかなかしにくいと思うのです。まずは、実態の把握をするという意味では、アンケート調査というのは私は大事だと思うのです。実態が分かっていれば、今度はその人たちがどういう形で声を上げられるシステムになっているか、声を上げた人がまた変な差別を受けたり、また違うふうに見られたりとか、職を失うとか、そういうことがないようにするためには、やっぱりアンケート調査というのはこれから出てくると思うのです。これについて、組合の管理者であります管理者、やっぱり先手を打っておいて、実態を調査して、そしてなければと、ないことはないと思うのですけれども、早く芽を摘む、いつになってもそういうことがあったら申し出るところがあって解決されるのだということが先に担保されていると、非常に働きやすい職場になると思うのです。ですから、そういう意味で渋川市も行ったのですから、ぜひこの広域組合の中でもそんな調査をしていただければと思うのですけれども、管理者いかがでしょうか。

議長(安力川信之議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 職場におけるハラスメントの防止というのは、非常に最近において重要な課題になってきております。そして、根の深い問題であると思っております。東京都においても、カスタマーハラスメントの防止条例というものを条例化しようというような動きもあります。そういったハラスメントが起こらないように、そういう体制、そういう風土、組織をつくるということが大事だと、予防するといいますか、そのことについては小池議員と私も同感であります。やり方としていろいろなことがあると思いますけれども、アンケート調査をして、そういったことを整理あるいは手を打っていくと、そういう手法もあろうかと思います。なかなかアンケート調査に出てこないようなものもあります。非常にデリケートな問題でありますので、そのことをどういうふうに把握していくかということが大事であると思います。そのアンケート調査についても、その必要性があるかどうか、その方式が広域にとって大事かどうか、そのことも考えて検討していきたいとは思いますけれども、何よりもそういうハラスメントが起こらない、そういう職場環境をつくるということがまず大前提であると思っております。そのためには職員間、そして上司、そして場合によっては議員ということもあるかもしれませんし、対外的なこともあるかもしれません。そういった関係が良好な関係が築かれるということがまず大事だと思っております。職場環境に風通しのよい、そういう意識を根づかせていきたいと思っております。アンケート調査等についても、また検討してまいりたいと思います。

議長(安力川信之議員) 15番。

15番(小池春雄議員) 消防長に聞こうと思ったのですけれども、ちょっと時間がないので、また違う機会に確認したいと思います。

最後のごみの減量化と処理方法についてお伺いするわけでありますけれども、これも私も提案しました

が、管理者のほうからも3Rということは大変大事なことだということも聞いております。私はどこに問 題があるかなと思うと、町でも似たような質問するのですけれども、そうするとやっぱり町独自のもので はないと、やっぱりごみというのは広域行政でやっているというのです。確かにそうなのです。ですから、 広域組合がやっぱり中心になって音頭を取って、これを3か市町村でするというのがやっぱり大事なので すか。それぞれ市町村でも努力することは大事です。でも、広域組合がやっぱり音頭を取ったほうが一番 いいかなと思うのです。その中で、やっぱり3Rの中のリサイクルも当然、今リサイクルという話が出て いますけれども、その中のリユース、再利用、今要らなくなったものがみんなごみとして出されて捨てら れて、燃すなり、処分されるのですけれども、物によればまだこういうものがあれば利用したいというの もあると思うのです。それをストックして置いておくところがあって、それで欲しい方は使ってくれとい うふうにすることって大事だと思うのです、リユースというのも。でも、今どこでもリユースという形で それなりの場所を持ってストックしておく場所もないし、人員もないと思うのです。ですから、リユース にも力を入れる、やっぱりリサイクル、それと分別収集、これはセットにして、やはりそれぞれの構成市 町村で渋川市であれば渋川市は6か市町村でしたか、が合併したのですけれども、全てのところには置け なくても、3か所や4か所ぐらいはあって、リユースするところが、渋川市だと2か所ぐらいでいいです か、それこそ丁寧にリサイクルというのも必要だと思うのです。その3Rが徹底する。そして、資源の分 別収集、堆肥化なんかももっともっと皆さんが協力をしてできる仕組みというのは、ぜひ必要だと思うの ですけれども、またこのことをやっていくことが大事だと思うのです。広域組合がやっぱり中心になって それぞれの市町村に行っていくべきだと思うのですけれざも、最後に管理者決意だけお願いします。

議長(安カ川信之議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 持続可能な社会をつくっていくために資源を有効に使っていくという大変大事なことだと思っております。小池議員が再三話されておりますリデュース、リユース、リサイクル、この3R、このことを徹底し、そして住民みんなが理解をして行動を起こす、そのことによって持続可能な社会に大きな貢献することだと思っております。それぞれの市町村でも対応していますけれども、この渋川広域においては、渋川市、吉岡町、榛東村、3市町村足並みをそろえてこの動きを徹底していけるように、また協力に努めていきたいと思います。

議長(安力川信之議員) 以上で15番、小池春雄議員の一般質問を終了します。

閉議

午後2時43分

議長(安力川信之議員)以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。 これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長(安力川信之議員) 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

だきます。ありがとうございました。

管理者(髙木 勉) 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、2月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました各議案に対し活発なご議論と慎重審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の広域行政に反映してまいりたいと考えております。現在コロナ禍の3年を乗り越え、国内経済は改善傾向と言われておりますが、物価高騰は引き続いており、光熱費等にも影響を及ぼしているところでございます。昨今の厳しい財政状況は、現在も続いており

ますが、これまで同様お力添え賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていた

閉 会

議長(安力川信之議員) これをもって令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会 いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 カ 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 田 中 猛 夫

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 茂 木 弘 伸

議員全員協議会

(2月21日)

目 次

出席議	韻	1
欠席議	員	1
説明の)ため出席した者	1
事務局	3職員出席者	2
開	슻	3
管理者	按拶	3
報告事	·項······	3
閉	스	6

令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和6年2月21日(水曜日)

出席議員(15人)

1番	高	野	佳	美	議員	2番	善	養 寺		孝	議員
3番	板	倉	正	和	議員	4番	田	村	なこ	ン江	議員
5番	田	中	猛	夫	議員	6番	生	方	勇	\equiv	議員
7番	飯	塚	憲	治	議員	8番	廣	嶋		隆	議員
9番	清	水	健	_	議員	10番	田	邊	寛	治	議員
11番	安大	וו נ	信	之	議員	12番	茂	木	弘	伸	議員
13番	望	月	昭	治	議員	14番	角	田	喜	和	議員
15番	小	池	春	雄	議員						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管	理	者	髙	木		勉	」管理者 柴	纟 﨑	德一	-郎
副	管 理	者	南		千	晴	」管理者 伊	勢	久美	子
事	務局	長	島	田	志	野	前 防 長 韓	Ī	安	彦
副総	消 防 長 務 課	: 兼 長	山	田	知	E	有防署長 原	Ę	孝	=
副総総	事務局長 務 課	長 長	角	田	泰	紀	計管理者 生	三 方	茂	樹
事	業課	長	外	丸	正	_	i 掃センター デ i 長 デ	节井	_	浩
環境セン	竟クリー ンター 月	- ン f 長	横	手	和	敏	前 防 本 部 防 課 長	京 原	勇	人
消予	防 本防 課	部長	狩	野	設	衛	指防本部総務課 く 長 兼 椎 豆設整備室長	艮 井	邦	彦
総企	務 画財政係	課 系長	狩	野	健	_	行 防 本 部 弱 務課庶務係長 弱	大		雅
事業	类課管理	系長	山	本	豊	彰	F業課施設係長 関		剛	士

事務局職員出席者

 書
 記
 長
 石
 北
 仁
 書
 記
 都
 丸
 健
 一

 書
 記
 町
 田
 直
 哉
 書
 記
 鶴
 巻
 大
 輔

午後3時

議長(安力川信之議員) これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

管 理 者 挨 拶

議長(安力川信之議員) 報告事項に入る前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 本日は、2月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご報告いたしますのは、循環型社会形成推進地域計画についてであります。内容につきましては事 務局長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

報告 事項

議長(安カ川信之議員) 報告事項(1)、循環型社会形成推進地域計画についての説明を求めます。 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) それでは、お時間いただきましてありがとうございます。循環型社会形成推進地域 計画についてご説明申し上げます。

広域組合では、令和6年度から清掃センターの長寿命化事業及び吉岡町への次期最終処分場整備事業が開始されます。これらの事業につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用して進める方針であり、そのためには当該事業について記載された循環型社会形成推進地域計画を策定し、国の承認を受ける必要がございます。このたびこの循環型社会形成推進地域計画を策定し、群馬県を通じて国に提出をさせていただいたことから、議員の皆様にご報告いたしたく、本日議員全員協議会へ上げさせていただきました。

なお、地域計画は渋川市、吉岡町、榛東村と事業主体であります渋川地区広域市町村圏振興整備組合の 4者で策定したものでございます。

まず、循環型社会形成推進地域計画についてご説明させていただきます。以後略称で地域計画と呼ばせ

ていただきますが、地域計画とは市町村や一部事務組合が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 基本方針に沿って3R推進のための目標と、それを実現するために必要な取組、事業等について、総合的 に記載、作成するものとなっており、この計画に位置づけられた施設整備に対し、循環型社会形成推進交 付金が交付されるものとなります。

それでは、循環型社会形成推進地域計画の1ページをお願いいたします。1の地域の循環型社会形成を 推進するための基本的な事項であります。(1)、対象地域は、構成市町村である渋川市、吉岡町、榛東村 の3市町村とし、広域圏全体の面積、人口を記載しております。数値につきましては、令和2年国勢調査 のものであります。

- (2)、計画期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間といたしました。これは、清掃センター長寿命化事業が令和6年度から令和10年度までの事業であること、最終処分場整備事業が令和6年度から令和11年度までの事業であることから、2つの事業について開始から終了までの期間としたものでございます。
- (3)、基本的な方向では、渋川地区広域圏の廃棄物処理の現状や今後整備する方針である清掃センター基幹的設備改良事業や次期最終処分場整備事業に取りかかる時期であることを記載しております。

2ページをお願いいたします。(4)、一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化の検討状況では、現時点では群馬県が発出した一般廃棄物処理広域化マスタープランによる渋川ブロックに該当し、既に広域処理を実施していることを記載しております。

3ページをお願いいたします。(5)、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容では、 令和6年度からプラスチックごみ一括回収に向けた準備を進めていることを記載しております。

4ページをお願いいたします。2の循環型社会形成推進のための現状と目標であります。4ページから9ページにかけて、一般廃棄物等の処理の現状と目標数値を記載しております。こちらの数値に関しましては、一般廃棄物処理基本計画と整合性を持たせたものとなります。数値につきましては、恐れ入りますが、後ほどごらんください。

10ページをお願いいたします。3の施策の内容を記載しております。10ページから21ページまで、渋川市、吉岡町、榛東村がそれぞれに行うごみの排出抑制・再使用及び再資源化の推進施策について記載しているものでございます。

少し飛びますが、19ページをお願いいたします。(3)、処理施設等の整備といたしまして、今後市町村のごみ処理体制を行うために必要な施設整備の方針として、清掃センターの長寿命化事業や最終処分場の整備事業について記載をしているものであります。記載では、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業とされているものが当組合の予算科目であります清掃センター長寿命化事業に当たるものとなります。こちらにそれぞれの施設整備に関する事業期間や内容を記載しておるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。4、計画のフォローアップと事後評価について記載しております。循環型社会形成推進交付金につきましては、地域計画に関するフォローアップと事後評価を行うことが定められておりますので、そのことについて記載したものであります。23ページ以降は、資料を添付したものとなります。ここでは、対象地域図、現状の施設位置、今後の施設位置、ハザードマップ情報及び排出廃棄物量等の変動についての表を掲載しております。

最後に、資料の資料16ページと記載のあるページをお願いいたします。循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2であります。こちらに今後の各年度に係る概算事業費を示しております。廃棄物処理施設への基幹的設備改良事業となっているものが先ほど申し上げたとおり清掃センター長寿命化事業に当たるものとなります。清掃センター長寿命化事業の概算事業費は、合計79億9,400万円で、そのうち56億1,000万円が交付金対象経費となり、その3分の1に当たる18億7,000万円の交付金が活用できるものと見込んでおります。最終処分場整備事業の概算事業費は、合計で56億3,100万円となり、そのうち44億3,100万円が交付金対象経費となり、3分の1に当たります14億7,700万円の交付金が活用できるものと見込んでおるものです。それぞれの事業費を合計いたしますと、136億2,500万円となりますが、このうちの100億4,100万円が交付金対象事業費となり、33億4,700万円の交付金が活用できるものと見込んでおるものでございます。今後この事業スケジュールに沿いながら、また県や国と調整を図りながら事業を進めてまいります。

なお、地域計画には交付金の対象となる事業のみ記載することとなっておりますので、清掃センターの 基幹的設備改良工事中の休炉期間中の焼却委託費や最終処分場に係る不動産鑑定費、用地購入費、搬入路 改良工事等については記載されておりませんが、そちらを申し添えまして説明を終わらせていただきます。 以上、説明となります。

議長(安カ川信之議員) これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで自席にて発言をお願いします。

質疑はありませんか。

5番、田中猛夫議員。

5番(田中猛夫議員) 1点お聞きをします。

ページは、13ページ、取組の5、有料化の導入というものが記載をされております。一番最下段にありますけれども、さらなる循環型社会の構築を進めていくため、ごみの有料化を研究していくということで記載されています。計画期間が令和12年までということでございますけれども、どのような有料化の手法を取るのか、研究をしていくのか。また、ごみ袋が現在手数料に代わってごみ袋代金を取っているというようなことでございましたけれども、それの整合性はどのように図っていくのか、お聞きします。

議長(安力川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいま田中議員のほうからご質疑ございましたが、やはりこちらで考えておりますのは、ごみ袋に処理費用を少し乗せていくようなことで考えておるところです。現状では、ごみ袋は作製をするその費用ということで、対価であるというふうに承知をしております。

議長(安力川信之議員) 5番。

5番(田中猛夫議員) ごみ袋に転嫁するということなのですけれども、ごみ袋の代金は財産の処分という 形で今現在行っていると思うのです。そうすると、広域でごみ袋を全部作るということなのですか。そう でないと、各市町村ごとに違います。ですから、その辺はどういうふうにお考えなのか、お聞きします。

議長(安カ川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ごみ袋の統一化につきましては、現在構成市町村からもそういった声が出ております。それを踏まえまして、現在そういったことを進めていけるかどうかというところの今調査もしておりますし、またそれを進めていくという方向性でも検討しておるところでございます。

議長(安力川信之議員) 5番。

5番(田中猛夫議員) 大変微妙なところだと思うのです。当然ごみ袋に転嫁をするということは、手数料条例上非常に問題が発生をします。ですから、お答えできないと思いますので、お答えは要りませんけれども、その辺のことをしっかりと関係市町村と連携を取りながら図らないと、この有料化についてはかなり難しい事業だと思いますので、ぜひ連携を取ってしっかりと検討していただければと思います。これはお答えは結構ですので、よろしくお願いします。

議長(安力川信之議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉会

議長(安カ川信之議員) 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時15分